

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第二十二号

昭和四十九年三月二十二日(金曜日)

午後一時三十七分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

理事 伊藤 宗一郎君

理事 小沢 一郎君

理事 小泉 純一郎君

理事 三枝 三郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 萩原 幸雄君

理事 箕輪 登君

理事 山下 元利君

理事 高沢 寅男君

理事 広瀬 秀吉君

理事 武藤 山治君

理事 山中 吾郎君

理事 小林 政子君

理事 内海 清君

出席國務大臣

内閣総理大臣 田中 角榮君

大蔵大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 茂串 俊君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 長岡 實君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 吉田太郎一君

委員外の出席者

議長 山田 耻目君

法務省刑事事務局 根岸 重治君

事課長 田邊 昇君

国税庁直税部長 井辻 憲一君

国税庁調査査察部長 末松 経正君

大蔵委員会調査室長

委員の異動

三月二十二日

大西 正男君

奥田 敬和君

野田 毅君

村岡 兼造君

内海 清君

同日

小沢 一郎君

塩崎 潤君

田中 毅君

箕輪 登君

早苗君

宮田 早苗君

内海 清君

補欠選任

箕輪 登君

小沢 一郎君

塩崎 潤君

田中 毅君

早苗君

宮田 早苗君

内海 清君

補欠選任

奥田 敬和君

野田 毅君

村岡 兼造君

大西 正男君

早苗君

内海 清君

三月二十二日

所得税法の一部を改正する法律案(山田耻目君

外三名提出、衆法第八号)

同月二十日

中小業者に対する税制改正等に関する請願(瀬

野栄次郎君紹介)(第二九六九号)

中小業者に対する減税措置に関する請願(土橋

一吉君紹介)(第三〇六〇号)

同(中島武敏君紹介)(第三一三八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(山田耻目君

外三名提出、衆法第八号)

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、

徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一三三三号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

一四四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第三九号)

○安倍委員長 これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

すなわち、本日付託になりました山田耻目君外

三名提出にかかる所得税法の一部を改正する法律

案を議題といたしたいと存じますが、これに御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

所得税法の一部を改正する法律案を議題といた

します。

所得税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○安倍委員長 提出者より提案理由の説明を求め

ます。山田耻目君。

○山田(耻)議員 所得税法の一部を改正する法律

案の趣旨の説明を申し上げます。

私は、提案者を代表いたしまして、ただいま提

案されております所得税法の一部を改正する法律

案について、その趣旨と内容を申し上げます。

昭和四十九年分の所得税につきましては、別に
昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律
案を提出いたしまして、夫婦二人の給与所得者
につき年収二百五十万円まで無税とするよう税額
控除方式による低所得層中心の勤労者大幅減税法
案を提出しているところでありますが、これとあ
わせて、現行法のもとで税負担が他の所得者に比
べて重くなっている給与所得者について、各種の
所得控除または非課税措置を設けて税負担の軽減
をはかるとともに、他方、ある種の資産所得につ
いて課税を強化しようとするものであります。

まず第一に、通勤費の非課税であります。現行
制度では、実費支給した通勤手当のうち一定限度
までの金額について非課税としておりますが、通
勤費は明らかに必要な経費でありますから、その
制限をはずし、通勤費の実費相当額は全額これを
非課税とすることにいたしております。

第二は、夜勤手当の非課税であります。警察官、
看護婦等のように夜間勤務をする者の場合は、心
身の消耗が激しく、その回復のためにはかなりの
経費が必要であります。この点を考慮して、一定
額の夜勤手当についてこれを非課税とすることに
いたしております。

第三は、労働組合費控除の創設であります。労
働組合が労働者の地位向上、福利増進をはかる
ものであることは明らかであり、組合費はそのた
めの費用でありますから、今日の社会福祉の見地
から当然必要経費と見られるものであります。こ
の点から見て、組合の経常的な費用に充てられる
組合費については、これを所得控除として認める
ことにいたしております。

第四は、寒冷地控除の創設であります。寒冷地
域におきましては、暖房費その他の生計費が他の
地域に比べて多額にかかることは言うまでもあり
ません。これに対し、公務員等の場合は寒冷地手
当が支給されておりますが、これは課税所得の中

に含まれており、また、それ以外の所得者の場合は所得の中から経費をまかなわなければならない、いずれにいたしましても、他の地域の居住者とのバランスを欠くものといえます。そこで本改正案におきましては、その経費相当分を総所得金額等から控除する制度を新たに設けることとしたしております。

第五は、有価証券の譲渡等による所得に対する課税であります。現行制度では、株式等についてのキャピタルゲインは非課税となっており、これは制度の大きな欠陥であります。とりわけ昨今のようなインフレ、物価高騰のもとで株式が高騰し巨額の利潤を得ているものが続出している場合には、著しく課税の公平をそこなうものとなっております。このような観点から、現行非課税制度を廃止し、有価証券及びその類似のもの、譲渡所得については、すべて課税することとしたしております。

第六は、配当控除制度の廃止であります。現行制度は、いわゆる法人擬制説に立って、所得税の前払いである法人税を清算する意味で配当控除が行なわれておりますが、この制度によれば、配当のみの所得者は夫婦二人の場合、課税最低限が三百五十七万円となり、他の所得者と著しく不均衡を生ずる資産所得優遇の制度となっており、したがって、法人擬制説を維持するという考え方をやめ、税負担の公平をはかるため、配当控除制度は廃止することとしたしております。

その他、以上の措置に伴い、確定申告、年末調整等の制度等について、所要の調整を行なうこととしたしております。

以上が本法案の概要であります。

何とぞ、御審議の上、御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○安倍委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十三分休憩

午後四時十九分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。山田趾目君。

○山田(趾)委員 総理、きょうはたいへんお疲れのところをわざわざ来ていただきまして、ありがとうございます。

きょう租税法を一応審査終了するという時間的な段階にきたわけですが、附帯決議につける中身について伺いたいのですが、附帯決議の中身で、先般、殖産住宅の前会長でございました東郷民安さんが、個人としてはかつてない大がかりな脱税を起されまして、すでに東京地方裁判所で係争中のものでございます。これら一連の事件の中で、中曾根通産大臣の名前が出てまいりますし、中曾根通産大臣の秘書官である上和田義彦さんですか、この方が介入をなさっておりますので、こうした一連の脱税問題につきまして、そのことが租税特別措置法の譲渡所得非課税措置にその原因があります立場からも、きょうから総理にお伺いをしたいわけですが、総理は細部事項については御理解がないと思っておりますので、その過程をそれぞれの主管の各省から話を詰めていきながら、総理よく聞きたいだいておりまして、最後に総理の見解なり方針を明らかにしていただければ幸いです。

一つは、国税庁に最初にお伺いをするわけですが、個人税としては、申し上げましたようにまさに史上最高の大脱税をやられた殖産住宅の会長である東郷さん、この事件について、一体、国税庁はどのような処理を今日までなさってきたのか。

か。その処理方針なり、今日公判中でございますから、公判結審後にはどういう措置をなされていくか、こうするの、あわせてこの事案についてお話を伺いたいと思っております。

○田邊説明員 お答え申し上げます。

ただいまお話しした東郷民安の件につきまして、所得税法上他人名義、架空名義を使いまして年間五十回以上の、また二十万株以上の株の売買を行なわれて、約三十九億円のばる所得をあげておられます。それにもかかわらず隠蔽し、申告がございまして、昨年六月十三日警察調査に着手いたしました。同年七月二日に東京地方検察庁に告発してございます。告発後の現在までの状況は、昨年の夏地検から起訴されまして、現在まで二回の公判が開かれていまして、うに聞いております。

課税関係は、四十七年分脱税所得が三十八億八千万円、脱税額三十七億八千万円、これらは重加算税を含んでおりますが、昨年の十月十日に処理いたしております。それに対して異議の申し立て、審査の請求がなされております。

○山田(趾)委員 もうすでにこの脱税金額というのは、いま御説明がございましたように、国税庁のほうに納めているわけですか。納めていなければ、どういう税法に基づいて具体的措置をおとりになっているのか、それらについて御答弁をいただきたいと思っております。

○田邊説明員 お答え申し上げます。

課税額の一部が納付されておまして、その他大部分はまだ滞納になっておりますので、保全のための差し押え処分がなされております。

○山田(趾)委員 滞納処分、差し押え処分をしておるといふ御返事なので、一応税法上脱税をした分野については滞りなく、粗漏なく手が打つてある、こういうことでございませう。

そこで、なぜこのような事件が起ってきたのか。それはいまの税制の中に引き金となるべきかがある。それは御存じのように有価証券の譲渡所得非課税、これは株の売買が回数で五十回以

内、株数で二十万株以内を非課税措置とする。今回東郷さんがやりましたこの脱税行為というのは、この税法から生まれ出ているものであります。これが引き金になっているのです。このような史上まれな大脱税が行なわれていたのは、いまの特別措置条項に基づく優遇措置が原因であるということになります。ならば、一体、税務当局としてはどのようなお考えをなさっておられるのか、その基本的な考え方を私はお尋ねしたいわけですから、いかがでございませう。

○高木(文)政府委員 株式の譲渡所得につきましては、毎々当委員会におきまして御説明申し上げておりますように、売買がどのような実態であるかということが一般になかなか明らかになっておりませんために、かつて昭和二十年末にこれを課税することと法令上定まっております。時代は、譲渡益というもののについての申告は必ずしも十分でなく、むしろ譲渡損についての申告がありまして、税務当局のほうはそれを調査するのにいろいろ苦労したわけでございますが、十分にそれを達成できないというところから、たゞいま御指摘がありました五十回以上、二十万株以上というような特例的なものに限り譲渡所得課税が行なわれているわけでございます。これは御指摘のように、課税の公平という点からいえば非常に問題があるわけでございます。私どもとしては何としか方法を見つけて、全部とは言わないまでも、もう少し課税をする方式が見つからないものかということで苦慮しておるところでございます。けれども、いまだその結論に至っていないという現状でございます。

○山田(趾)委員 非常に大きな問題なのに時間が足らなくて残念なのですが、こうした税改正の問題は、また次の委員会に触れることにいたしたいと思います。

私は今回のこの事件を国民が見まして、この特別措置というのは金持ち優遇の一つの措置であるし、税そのものの持つ累進性というものがゆがめられて逆進性を強めておるし、しかも、徴税の基

本原理である公平というものが阻害されている、
こういう立場に非常に深い疑惑を持ったのです
が、それに加えて、本件には田中内閣の有力な閣
僚である中曾根通産大臣の名前も出てくるし、し
かもその秘書官である上和田さんの直接の介入の
事実が出てくるし、国民の中に広がっている不信
感というものは、私はぬぐいがたいものがあるよ
うな気がするわけです。

私は、ここで若干この問題の中身に入ってみ
たいと思うのですが、昨年の十月、殖産住宅のこ
うした一連の關係で株が上場されていきます。こ
の一月前の九月に、東郷前会長と中曾根通産大臣
秘書官とのかなり具体的な話が深められておるよ
うに公判の冒頭陳述で述べられております。そ
うして十一月に東郷前会長と上和田さんとの間で、
これは株の売買資金である四億一千二百万円の金
はおまえに貸したんだ、上和田さんに貸したのだ、
こういうふうな具体的な書面がかわされておるま
す。そのときに秘書官である上和田さんは、通産
大臣の中曾根さんと東郷さんは旧制静岡高校時代
の同級生である、迷惑がかかってはならぬからと
いう言い方もことばの中では出ていたようですけ
れども、結果としてみごとな書面ができておる
わけです。

そこで、私は二点に分けて聞きたいのですけれ
ども、上和田さんに株の売買資金として渡した四
億一千二百万円の金は、いま直税部長が御答弁な
さいました、脱税の金額は法に基づいて一切処理
をしておる、一部は収納し、一部は差し押え処分
をした、この脱税金額の中に、東郷さんの所得の
総計の中に、この四億一千二百万円が含まれてお
るのかどうか。貸し付けですから、当然この資金
は東郷さんの資産にかかわるものです。一体、こ
の四億一千二百万円はだれの資産になっておりま
すか。その点について御答弁をいただきたい。

いま一点は、時間がございませぬから重ねて聞
いておきますが、それがそうであったとすれば、
その金を借りた上和田さんは、その金によって株
の売買を行なった。この売買を行なった売買利益

は、上和田さんのものになります。四億一千二百
万円の売買がやられておりまして、十月の殖産の
上場株の値段は約倍に引き上げられております。
この株の売買益は、少なくとも四億の倍近い八億
の金になっておるはずで、これだけの所得をお
さめた上和田さんの所得申告はどうなっている
か、この点を伺いたいと思います。

○榎岸説明員 お尋ねの件に關しましてお答え申
し上げますが、東郷民安を檢察庁で起訴いたしま
して現在公判中でございますが、その冒頭陳述の
中で、東郷が上和田氏の名前を使って株の売買を
行なったということ及びその後四億余りの金を上
和田氏に東郷が貸し付けたという書面をつくった
ということとは、いま御指摘のように、事実はある
のでございまして、檢察庁の現段階の見解とい
うしましては、これは真実は東郷の売買であるとい
う認定のもとに、脱税額に入れて起訴をしておる
わけでございまして。

○山田(証)委員 いまおっしゃっていただいたお話は、
東郷さんの脱税行為を隠蔽するためにそうした措
置がなされたということでございます。脱税を隠
蔽するそうした証拠書類をつくったのは昭和四
十七年十一月です。ところが、貸し付けという名
目はあとで明確になったのですけれども、その話
がまとまったのは昭和四十七年の九月です。そう
いたしました、犯罪構成の要件としては、刑事課
長のおっしゃっているような要素も私はあると思
います。脱税の立場から見ますと、当然、貸
し付け、脱税行為、株の売買、売買利益、これは
金を借りた者に対して課税をしていくのが私は税
法上のたてまえだと思っております。これは直税部
長、いかがでございますか。

○田邊説明員 お答え申し上げます。
ただいま檢察當局からのお話がありましたと
おり、事実關係につきましては、一応公判廷で冒
頭陳述をされておりますところによれば、東郷個
人の所得を構成するということになっております
が、最終的に税法に照らしまして、まずその方個
人の名において借りまして、それがその個人の株

式売買の所得というようにことが判明いたします
ならば、それはその個人の株式の売買に伴う所
得、こういうことになるかと思ひます。

○山田(証)委員 それはあなたの御意見として
は、いずれにしても裁判が審判をして明確になれ
ば、当然税法に照らして適法な措置をして税の徴
収をする、それは上和田氏に対する税の徴収であ
る、こういうお話しのように受け取りました。私
は、この国会の中でこういうやりとりをしてい
ることは、いまのようなやりとりでまああけつ
こうだと思ふのですけれども、ただ、疑惑として
残るものが私自身にある。

脱税がばれそうになってきた十一月の段階でそ
ういう証書を取りかわした。しかし、そういう事
実行為があつて、四億一千二百万の金が動いて
つたのは四十七年の九月である。一体その間、
この金はどこに行つておつたのだから、政治献金
だったのだから、そういう疑惑をみな持つわけ
です。この疑惑の解明については、私は当然公
判中明白にされていくものだと思います。ここら
について、刑事課長、やはりこれからその立場に
立つて問題の究明をしていくという姿勢がなけれ
ば、私は本件の明確な解明はなされないと思
う、いかがでございますか。

○榎岸説明員 すでに御承知のように、冒頭陳述
と申しますのは、その段階におきます檢察官の証
拠に基づきます事実の認定を集約したものでござ
います。したがっていまして、現在檢察官といつたし
まは、東郷が自分の所得を隠すために上和田氏
の名前を使つておつたという前提に立つて冒
頭陳述を行なつておるわけでございます。したが
いまして、檢察官の立証としましては、当然いま
申し上げました事実を立証していくことになるわ
けでございます。

ただ、東郷のほうでかりにその事実を争う場合
には、反対証拠等もちろ提出いたしますし、
弁護人の弁護活動もございしますので、その過程を
通じてそれが真実であるかということはおのずか
ら明らかになっていくものと思つております。

○山田(証)委員 質問します私自身の気持ちの中
には、やはり法廷というものは客観的に真実を追
及する唯一無二のものでありますだけに、私もそ
の審理というものに疑いは持ちたくありません。
ただ、この脱税行為を隠蔽し、可能な限り合法性
をその中に打ち立てようとした東郷は、なぜ國務
大臣中曾根康弘さんの秘書官に手をかけたのか、
この釈明はできないわけですよ。この釈明はでき
ない。ただ単に旧制静岡高校の同級生だった。中
曾根さんだけが同級生じゃないでしよう、高等学
校は二人だけじゃないですから。私はここに非常
に不明朗な、不愉快なものがあるような気がして
ならないわけですよ。しかも、金のやりとりがな
されてから脱税がばれたまでの間、どのようによ
の金が使われていったのだから。四億一千二百
万という金がずばりそのものであるかどうか。こ
の金額はわからないにいたしましたけれども、いま明
かになっているのは、四億一千二百万です。この
金が上和田秘書官のほうに渡つて、それから先
に行つたのか。しかし、株の売買はその金でや
られたということより、脱税を隠蔽せんがため
に証書をかいたとあなたはおっしゃつておる。
そうすると、一体その金はどこに行つたのか、私
は中曾根さんの政治献金の中身もいろいろ調
べてみましたけれども、そんなものはございま
せん。

こういう非常な不明朗さが、これが税にかかわ
り合つておるだけに、私はこの委員会が重要視す
るわけですよ。こういう事実が重なるにつれ
ば、税金というものは、本来原理原則に基づい
て公平でなくちゃならぬ、平等であつてはなら
ぬ、累進性を持たせなくちゃいけない、こういう
立場から、私たちは税制審査に当たつてきた。し
かし、そういう問題の中でその不合理性が指摘を
され始めた。株の売買譲渡に対する非課税の措置
はもうおやめなさい。こんなものはもうおやめな
さい。そうして平等性を確立し、累進性を維持し
ながら国民の信頼を保つようにしくなくちゃならぬ
と主張し続けてきたのです。

そこで、総理に、最後に、時間もございませんでお尋ねしますが、いまアメリカではニクソンの脱税の問題なり政治献金の問題なり、かなりきびしく追及されております。私はこの行為が自体というものは、税に対する国民の信頼性、国政に対する国民の信頼性を失ってはならぬという民主主義政治の良識のしからしめたものだと思うているのです。

いまいろいろやりとりをしましてまいりました。短時間ではございしましたが、この問題については、少なくとも税の公平性、犯罪の温床となるようなこうした問題、特例措置については、これを廃止する決心はまだつかないのでしょうか。そうして税の基本のあるべき当然の姿を確立をしていく、そういう政治姿勢は示したいだけなのだろうか。特に閣内閣のきわめて重要な職にあられる中曾根通達大臣や、その正規の秘書官、国家公務員、この上和田さんに対するこうした一連の疑惑に對しても、いまこそ政治の姿勢というものをしっかり正して、国民に信を問うという態度があつてしかるべきではないだろうか、私はこういう気持ちでいたすわけです。総理から一つの見解を示していただきたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 二つの問題を指摘しておられるわけでありまして。これは明確に分けて考えなければならぬ問題でございまして、お答えも明確に分離してお答えいたします。

一つは、東郷何がしの問題でございしますが、この問題は、立件せられておるわけでございまして、司直の手によつてこの真相は国民の前に明らかにせられる。これは判決を待つという事でなければ、法治国民としては、感情だけでございしてはならないことは申すまでもないことであります。これはもう、いま刑事課長から御報告がございしましたが、いろいろな工作が行なわれたような節が見られるけれども、検察庁が調査をした結果、立件の前提となるものは、東郷がみずから行なつておる株式売買を擬装したものであつて、この責めは東郷にありということで立件せられてお

るわけでございします。だからこれは、東郷がどのような反論をするか、事実がどうかということとは、裁判の過程において真実は究明せられるという事で、この判定を待つ以外にはないわけでございます。これは憲法に基づいていろいろ判断をするという事は誤りである。これは憲法に照らしても、個人の人權もあることでございしますし、いろいろ問題、特に適法に処置せられつある事案に對しては、これが最終的判断を待つてから考えるべきであります。これは私が言及する限りではありません。

第二の問題は、株式売買によるキャピタルゲインに對して課税してどうかという問題であります。これは長い間の問題でございします。これは主税局長がいまほども答弁申し上げましたし、私の大蔵大臣三年在職中にも絶えずこの問題が議論になつたわけでございします。率直にいつて、世界各國はどうしておるか。これに課税しておる國もありまして。課税してない國もありまして。それはいろいろ学問的な理由と現実的な理由があります。また、国家目的という第三の目的もあるわけです。

国家目的というのはどういふことかと申すと、自己資本比率が非常に少ない、そういう國が資本の自由化に對して、外国資本の支配から脱するために、国民の自己資本比率を拡大しなければならぬ。そのためには、いろいろな税制措置、特別措置がとられておる。誘導政策としてとられておる。これは当然でございします。同時にまた、別な観点からは、それが悪の温床になる、公平の原則を欠くというような場合には、特に制限をしておるといふことも法律の中には間々あるわけでございします。そういう第三の理由からも、この問題に對しては十分検討を必要とする。

戦前六％であつた自己資本比率が一六％を割つておる、こういう事実を考え、しかも去年の五月一日から、資本の自由化は完全に世界に宣言をされたわけであります。その中で民族資本を守るか守らぬかという大きな問題が大前提にあること

は、これは何人といへども否定できないことが一つございします。

もう一つは、第二の問題でございしますが、これがキャピタルゲインに對してほんとうに課税できるのかどうかという問題、厳に捕捉できるかどうかという問題、これは徴税機構を拡大し厳密にやればできるのだという事でございしますが、これは先ほど端的に主税局長から話がございましたが、かつてこの制度が課税をするという原則に立つたときどうだったかという、もうかつては、何にも申告をしないで、損をしたときばかり申告をする、こういうことでなかなかむずかしいという事を端的に表明しましたが、事実この問題に對してそういうことがございします。

いま、国民から異議の申し立てがあるというたいへんありますが、幸い異議の申し立てがないという事でやつてゐるものはあるのです。これは競馬の配当金など、あの男五百万円もつけたということになりますと、これはほんと税金かけているのです。しかし、損したときは控除を認めていないのです。これは、損したときはこれだけ損しておつたので、差し引きするとこれだけしかもうかっておらぬのですと云つて幸い異議の申し立てをしないから税は徴収しておる、こういうことでございしますが、株式のキャピタルゲインに對して全部、土地の売買のようにできるかどうかというのは、これはなかなかむずかしい問題なんです。ですから、現にそういうことをしておらぬ。しかし、無制限になると不公平の問題が起るということ、五十回、二十万株ということ、制限をしておる。これはだんだん狭められてきたことは御承知のとおりです。ですから、これを全部認めないということになると、これはもう市場を拡大するとか自己資本比率の増大とか、いろいろな面で非常に困難な問題もあります。ただ、狭められる方向にあるということは言ひ得ると思ひます。

ですから、そこらは専門家の判定に待たなければいかぬのだらうということでありまして、それからもう一つ、今度の税制改正で個人事業

者に對しての所得控除を認めてゐるわけでございしますが、あとからきつと質問が出ると思ひますが、妻とか、同じ屋根の下で働いておる人に対する所得の減免という問題で、これと同じ問題が起つてくるのです。個人がやつた行為というものが反復継続して行なわれている場合には、營業だという認定でもつて税をかけるわけですか。そうしますと、五年間だったら五年間の差し引き増減計算をしてからでないかと課税の対象にはならぬ、これは当然のことでありまして。ですから、税はなかなか感情だけではいかなないわけです。

なぜこんな問題が起つてきたかといひますと、これは個人がずっと個人企業をやつてゐる、ある時点において株式に組織変更する、そのころは同族会社として海のものか山のものかわからぬものに對しては、親類とかきょうだいの、縁者からしか出資が得られませんでした。そういう状態でだんだんやつてきますと、二十年とか三十年とかといふものは無配ですつと出資をしてきてゐるわけです。それがさつと上場をして、一般の不特定多数の人から集めるというときには、これは上場するときには税金の対象にするというわけにはまいりません。ですから、五十万株が十倍になつてもそのまま上場は可能なのであります。法律において調整をしてゐるわけです。ただやはりそのほかに、何の犠牲もなかつた人が、第三者が突然株の売買を行なうということに對しては、これはキャピタルゲインに對して課税をすべきじゃないかという議論があるわけです。

ですからこの問題は専門的な問題でして、これはわれわれよりも税学者がおるわけですから、やはり国際的な状態も見ながら現段階においてどうするかということ、これは、私がわかに結論を出せる問題じゃない。これはもうほんとうにそうなんです。これはにわかにはできません。だから、いまの東郷何がしの問題とは区分をして、あとの株式のキャピタルゲインに對する課税というのは、前からこの國にも存在する税の論争点でございしますから、そこらは區別をしてやつていた

だきたい。私は、これとこの問題を二つ混淆して、この二重のものを一つにして、このような状態を見るときに、国民感情からいつて直ちに課税の対象とすべしという議論にはわかに賛成したいと、こう答えるを得ない。

○山田(社)委員 中曾根さんのその政治姿勢。

○田中内閣総理大臣 ここで中曾根君の問題を引き出しては、これは妙だと思ふのです。(山田(社)委員「冒頭陳述にも出ています」と呼ぶ)冒頭陳述に出ておいても、それは真実は立件せられておるのですから解明せられるのであります。それは日本の司法権の峻厳さをすなおに評価すれば、一時とにかくうわさになったからといって、そういういろいろなことを言ったり憶測したりすることは憲法の原則にも抵触をするというところは、これはもう私が申さなくてもおわかりのこととて、ごさいますから、私が答えられる範疇のものでないことは申すまでもありません。これはもう戦後でありましたら新憲法、一番の目的は個人の権利の尊重である、こういわれたじやありませんか。それが三十年目になったからといって、何でもしやべっていいんだというようでは、憲法を守れないうこととはほど遠いような気がいたします。

そういうようなことで、せっかくの御質問ですが、これはいま私が答えできるようなものでない、現に立件をせられておるという事実を徴して判断をすべきであります。

○山田(社)委員 時間がございませぬから終わりますが、いまの総理のお話では、おそらく私を含めて国民もきわめて不満です。これらはまたあらためて本委員会でも議論を深めていきます。

それから、公判の結審がございましたら、刑事課長もそれから中川政務次官にもお願いしておきますけれども、先ほど答弁のございました案件については、結審と同時に資料の提出を求めておきたいと思ひますので、よろしく御配慮いただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○安倍委員長 佐藤鶴樹君。

○佐藤(親)委員 私は、総理に減税の問題と今後の物価上昇の関連についてお伺いをしたいと思ふのであります。

四十八年度は三千五百十億円の減税をした。しかし、現実にはこのときには消費者物価指数の上がりは五・五％というところで踏んだわけでありまして、五・五％というところで物価調整に千三百七十億円かかってしまふわけでありまして、ところが、ことしの一月十九日の閣議決定でも、四十八年度の物価上昇というものは一四％だ、こういうことで政府は見通しを立てられたわけでありまして、この率でいきますと、物価調整に必要な額というのは三千四百八十七億円、ということでは、四十八年の初めに三千五百十億減税をしたとしても、物価調整に食われてしまつてゐる。だから、事実上減税になつてゐないのだ、こういうふうに見ざるを得ないと思ふわけでありまして。

それで、私たちは今国会の冒頭に三万円の戻し税を提案してきていたわけでありまして、いまだに目の目を見ていない、こういうふうになつてゐるわけでありまして、問題は四十九年度の減税であります。四十九年度の減税は平年度で一兆七千億、こういうことになつてゐるわけでありまして、けれども、これは九・六％の物価上昇で考えているわけですね。そうしますと、一兆七千億のうち物価調整が二千二百六十億、これだけ物価調整に必要な額というわけでありまして、ところが、九・六％という物価調整が、一番最近の日本経済研究センターなんかの指数によりますと、ことしの物価上昇は二・三％までくるのじやないか。こういうことになつてゐますと、この物価調整だけで五千二百五十億円が減税から食われてしまふことになるわけでありまして。

しかも、政府の見通しでは、今度の四十九年度の所得の伸びというのは一八％だ。ところが、これはおそらく今度の大型春闘で二五％ぐらいの伸びはあるんじゃないか、私はこう見るわけですね。そうしますと、昨年の実績で、昨年は一七％の伸

びで税収は約七千億自然増収になつてゐるわけでありまして、今度は二五％所得が伸びるとしますとおそらく一兆円近い自然増収が出てくるのじやないかという計算をせざるを得ないわけですね。

このあたりで、四十九年度当初としては一兆七千億の減税を組まれたわけでありまして、一兆七千億を減税したように、物価が政府が予想された九・六％より上回つてくる、あるいは所得の伸びが一八％より上回つてくる、こういうところからいいますと、これはいまの所得税のあり方からいって、弾性値が働いてきて累進課税になりますから、結局、国民の側から見ると、一兆七千億税金をまけてもらったというけれども、そのうちの五千億余は物価調整に食われてしまつて、それから一兆円近いものは所得の伸びで税金を取られてしまふ。そうすると、何だ、大型減税大型減税と田中首相は言つたけれども、事実上国民の側から見るとあまり大型じやないじやないか、ほとんどゼロに近いんじゃないかという感じに、計算をしてみるとなつてくるんじゃないか。

そこで、私は、いままで、まだ租税三法が通つていない段階で減税をやれということ申すわけではありませんが、この四十九年度内に、いま私が申しましたように、政府が予想している以上の所得の伸び、それから物価の指数が政府が予定をしていた九・六％をさらに大幅に上回るときには、もう一度やはり年度内減税ということを考え時期が来るのではないか、こう考えるわけでございますけれども、この問題について田中首相の御見解を伺いたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 いまあなたは、四十九年度の年度内にもう一ぺんということでございます。この間までは四十八年度の年度内にやらないか、こういうことでありましたが、もう十日ばかりです。まだまだ前に出た法律案もたくさんございまして、なかなかそうできないと思ひます。四十九年度は四十九年度でまた事態の推移ということを見ながらということで、慎重にお互いが考えていかなければならぬ問題だと思ひます。

あなたが御指摘になりましたように、減税は今度は大幅にやつたつもりですが、しかし、実質的な減税というものが、いまのままの物価情勢でいふならば調整減税程度のものじやないかという御指摘、それはすなおに受け取つていって、もつてこうです。けつこうですが、これから政策を行なうことによつて、四月一日から来年三月三十一日までではこれはちゃんと押えよう、こういうことでいふ言つたわけですね。それで、一月から三月まででたがりますから、これはなかなかたいへんな数字が出ていますよ。出ていますが、すでに新聞に発表されておりますように、三月の一、二旬、中旬、下旬の見通しは、ほとんど卸売り物価は据え置きであります。

そういう事態で、一面、新聞などを見てもおわかりになる通り、このままの政策を続けられれば、これは第三・四半期には異常な不況感というものが来るのではないか、中小企業が倒産しなくなるのではないかという議論が散見をせられております。物価は、もう卸売り物価は上げどまつた。上げどまつただけではなく、今度はもう下がつてゐる。急速に下がるだろ、今度のもう下がつてゐる。急速に上がつてゐるのは賃金だけではない、急速に上がつてゐるのは賃金だけではない、急速に上がつてゐるものはいくらも、なかなかにこれは社会的ないろいろなトラブルが起きまゝすから、やはり国民の納得と理解を得ながら、摩擦のないように下げていく。そこらのスピードが政治的に非常にむづかしいところでございます。私は毎日こつかれておりますから一ぺんに下げてやろうと思ふのですが、しかし、社会の摩擦や何も考えないで一ぺんに下げたということになつてはたいへんです。そこらは政治の責任として、上がったときの責任もあるのですから、ひとつ国民生活に影響を与えないように、支持と理解を求めながら、正常な、ノーマルな状態にした、こう考へてゐるわけですね。

あなたが単年度でもって述べられますと、確か

に去年度の減税と去年度の物価上昇とをもつてしますと、調整減税にもならなかった。今年度の問題は、まだ四月から、これから始まるのですから、これはもう政策を見ていただく、御声援のほどをお願いいたします、こういうことで済むわけですが、四十八年度を言われますと、実際物価が上ったのと減税幅とを見ますと、上がった率のほうが多いということで、これは調整減税にもならぬということ、それはもう理解しております。理解しましたから、この物価抑制というときに二兆円減税をやったわけですね。物価を抑制する抑制するところ、言っておいて、二兆円の減税、これは百年来——百年来というものであれですが、二十年來われわれが叫んできたことを一ぺんにやるとは何だ、こう言われつてもやったわけですから、これは政治に誠意を持っており、責任を持っておるといふことなんです。だから、半年とか一年の単年度で減税だけを言えるわけではないのです。年度の末になつてどうしてもどうにもならないから調整減税式のものを行ないないといふことは、過去も間々ありましたし、年度の最終の段階で減税したこともありますが、四十八年度はそういう事態ではない。これは物価問題もございましたし、その間に、四十九年度は大幅に減税もしますが、物価も抑えます、これは二律背反の問題に正面から取り組んでおるといふことでありますから……。

減税というのは、一ぺん減税しても来年度物価が下がったからまた減税率をもとに戻すというなら、これはいいのです。そうではないのですよ。減税というのは、これは一ぺんやっちゃうと、この率を上げるなどということはできませんよ。これはできません。ですから、今度見ていただくのは、減税は思い切つてよくやっただけ——識者の間には、物価を上げるだけの手段だ、一年間待ちなさいという議論があつたにもかかわらず、思い切つて二兆円減税に踏み切つた、これはとにかくいいものだ。まあ、たいしたものといわぬでもないです。(佐藤(鶴)委員)「だいたい自画自賛だ」と呼ぶ)いや、あなたのおとうさんともさん

さんやつたですよ、ここで。私は大蔵大臣でござんやつたですよ。やはり同じような論争をやつたのです、しかし、あのころからの論争からいって、ずっと十年間で減税はできまして、日本の所得も上がったし、一番最後がちょっと悪くなったといふことで、それから、だからこれで四十九年度が押えられれば、二兆円減税は依然として平年度化される、そして今度の物価を抑える、こういうことになれば、これがちゃんと生きてくるわけですから、そこらはひとつ——まあ、私も半年くらいはあなたに相対的にいめられると思ひますけれども、これはやむを得ない現実なんだ。いま政策に取り組んでいるのですから、これはやむを得ません。やむを得ませんが、単年度だけのことをお考えにならないで、やはり物価を抑制して、この減税が真に国民生活のためになるように御声援のほどお願いしたい。

ですから、私は過去の数字は述べないわけですが、過去二十年の数字を述べれば御理解いただけるわけですが、それは述べません。あえて述べません。ですから、やはり父子二代にわたる大問題で議論してきたわけですから、そこらはひとつ十分お考えください。これは、そうしていただければ、必ずやります。私はここに数字を持っていますけれども、そこまで申し上げません。ですから、これは二カ月前には、何だ、こんな減税を強行するのかわつて一時御注意も受けたわけですから、しかし減税は減税、それで国民の負担にきたえながら物価を抑制する、こういう二兎を追っている苦衷をひとつ御了解願ひたい。

○佐藤(鶴)委員 それは、総理がそのくらの決意でやつてもらわなければ困るわけで、ただ問題は、これから石油価格の値上げが電力に影響していくといふことになると、まだまだやはり物価が上がつていく要因というものは残念ながら現実にあるといふことですね。それを踏まえてやはり、総理としてはそれをあまり言いたくないような気持ちはわかります、わかりますが、現実にはそう

なつてくるんで、私はいづれ大蔵委員会でも——福田大蔵大臣が四十九年のいつの日にか一度また検討しなければいかぬ時期がくるのではないかと、いうことを言われておりますので、総理のお話も大体決意のほうから先に出て、それはあまり述べられたいくないという気持ちはわかりますので、この問題はこれだけにしておきます。

次に、今度の減税というのが、総理御存じのよう、一番恩恵を受けるのは、大体、年間所得が二十万から三十万くらいの人。この人々が一番恩恵を受けるということ、大蔵委員会でも長いこと重役減税、金持ち減税といふことでいろいろとやつたわけでありまして、これからは私は税制も、日本経済がいよいよ産業優先、成長第一主義から脱却をして国民福祉を優先させるという日本経済になつていく以上、単なる支出だけではなくて、税の使い方の問題でなくて、税を取るほうでも、やはり国民生活の一人一人を考へる税制に変えていかなければいかぬだろう、私はこう考へるわけですね。具体的に私たちがいろいろなことで、寒冷地に住んでいる方々の控除を考へたらどうかとか、あるいは夜間の割り増し賃金について非課税にしたらどうかとか、あるいは年金収入に対しては原則的に非課税にしたらどうかとか、いろいろ提案してきたわけですが、なかなかこれは実行に移されてないといふことで、私は二点だけお伺いしておきたいのです。

それは未成年者の方々に對する課税の問題なんですけれども、総理、大蔵大臣をやられているのですからよくおわかりだと思つたのですが、いまこれは何にも区別をされてないわけでありまして、ですから、中学卒の方でも現実に課税をされている。四十七年度の中学卒の初任給が、これは初年度の平均ですが、四十五万八千円、四十八年度が五十三万三千六百四十四円、これに對して課税最低限が、独身者でありますから、四十七年度が四十万五千円、四十八年度が四十三万九千円と、課税最低限のほうで下なんです。ですから、中学卒でもいま課税されている、こういうこ

とになつてゐるわけですね。

いま十五歳から十九歳の雇用者数が四十七年度で二百四十万人、四十八年度で百九十三万人、このうちの多くの方々は課税対象になつてゐるわけですね。中学でやめられる方あるいは高校でやめられる方というのは、大体が家庭の事情で上の学校へ行きたいけれども行けない、家に仕送りをして、そういう方々からいって現実に税金を取つてゐる。総理も苦勞されたお方です、その気持ちはわかると思つたのであります、これはどう見てもこれから福祉社会をつくつていくといふときには、税制の面でも、いまの政治から考へても、私はあまりにも酷じゃないかと思つた。いささか釈迦に説法でありますけれども、学生を持つてゐる方々については、これは扶養控除で控除されている。それからアルバイトをして学校へ行つてゐる方については、これは勤勞学生控除という控除があるわけですね。ところが、学校にも行けずに働いてゐる青少年の方に税金が課せられてゐるというの、これはやはりいまの税法、いまの政治のあり方からいって、あまりにも酷じゃないかと私は思ふ。

そこでひとつ、未成年者控除、こういうものを設けたらどうかといふことを言つてゐるのです。これは課税最低限の引き上げで解決したいと言つてゐるのですが、本年度課税最低限、独身者は七十万まで上がりましたけれども、ベースアップすれば、中学でも高卒でもみんなまた上がつていっちゃうのです。だから、また置いてきぼりを食つちゃうといふことになるのです。このあたりでやはりどういった学校に行きたくても行けない、そして働いていらつしやる未成年者の方々、これらの方には選挙権もないのですから、税金だけは取られていくけれども、税金の使い道については何一つ文句を言えない。これはやはりいまの政治からいっておかしいのではないかと、私はこう考へるわけでありまして、この未成年者の控除といつたものについてはさらに前向きに検討するお氣持ちはないか、このことについてお伺い

○田中内閣総理大臣 税の問題はいろいろ議論を

きたわけでごさいます。税は国際比較で見ましても、日本は国民所得に対する租税負担率は非常に低いということは、これは間々申し上げているとおりです。スウェーデンが四四・一、イタリアが二三・五、フランスが二七・四、西ドイツが二九・六、イギリスが三九・八、アメリカが二九・一に對して、日本が一九・三であるということです。それから、これは申すまでもないことであります。社会保険料を加えると、スウェーデンが五七・六というのに對して、日本が二四・一という数字でありますから、これは税負担は相対的に少ないといふことはまずこの数字が示すとおりであります。

同時に、今度は金持ち減税だといいますが、これは所得税の初年度の一兆四千五百億円のうちの人的控除、基礎控除や配偶者控除などで四千六十億、給与所得控除が八千四百二十億、いわゆる所得の高い人といわれておる人たちの税率は二十億、ちょうど法人税の増徴分にひとしい数字でございます。ですから、そこらはバランスがとれておる、こう見てもいいと思います。

それから、もう一つは、課税最低限百七十万円平均にしろというのですが、今度の初年度は百四十九万九千円から百五十万円になったわけです。この百五十万円という数字を見て、イギリスの七十九万一千円、西ドイツの八十七万六千円、フランスの百二十六万二千円、アメリカの百二十九万九千円に比べても百五十万七千円でございますから、初年度ですですに高い。ですから、給与所得者に對しては、アメリカにおいてさえも——アメリカは日本の倍ぐらゐの給与を取っているわけですが、これらに對しても、すべて課税最低限といふものは非常に低いところから課税が行なわれておるといふことは数字が示すとおりでございます。ですから、政府は相當意欲的である。百七十万円といへば、世界のどの国が課税最低限を上げておつても、百七十万円までは相當な時間がかかる

という見通しで、あえて二兆円減税に踏み切ったというこの姿勢だけはわかっていただきたい。そういう意味で上げたんだということだけは、これはひとつ認めていただきたいと思うのです。

あなたが言われた学生とか勤労青少年とか未成年者、それから子を持つ婦人とか、働いておる婦人とか、みんな同種のもんです。そういうものに對して長いこと議論が国会において行なわれて、私もちょうど十一、二年前から三年間、毎度大蔵委員会が攻め立てられたわけです。攻め立て

られなくてもわかるんです。私も勤労学生やっ
たんですからわかるんです。わかるんですが、学校
へ行つた者に控除をしるというと、あなたがいま
述べられた学校へ行かないで国民総生産に汗をも

つてとにかく寄与しておる人たちの権衡を失するといふことです。未成年者といっても、これはなかなかむずかしいのは、ほんとうに未成年であれば扶養家族として控除の対象になるわけです。

ところが、餉いてゐる人、能力のある人、未成年なるがゆゑに課税対象外になるかという、なかなかそうはいかないんです。未成年でも例の光商事という問題がございましてね、未成年ですけれども

どもすばらしくもうけて大問題が起ったこと
があるのです。大事件が起った。所得があるも
のは性別、年齢等に関係なく課税の対象にすべ
し、これはもう税の基本理念でございます、それ

り）選挙権がなくなつて、おやじさんからばく大
もない遺産をもらえば、遺産相続税を払うのはあ
たりまえなんです。そこいらは感情論と税論とい

は簡単にいかないんです。

ですから、税理論というものを十分承知しながら、税理論をくすさないで、しかし、国民感情にマッチするようにするのがやはり税のうまさごとと云

は思ふんです。ですから、私は法学博士でもござい
ませんから、何もただ法律論で押し切ろうなん
という気はないのです。私は特に人情の機微をよ

うものなら国民生活あじけなくてどうにもなりませんよ。そこらが主税局が非常に苦勞しておるところである。そこでこういう改正案が出たんだということであります。私も大蔵大臣時代から主税局と毎日毎日論争したのです。主税局でも、わからないような税はまずやめなさい。私十年前に、税法をわかりやすくしなさい、納める人が何で取られているかわからないという税法ではいかぬからというので、あのむずかしいかな書きの税法を全部直せというのでやったわけです。

第二は、いろいろな数字でもってわからない。この間大平国務大臣に、君は昔税の大家だ、自分の年度の所得を自分で計算して届けているのかと言ったら、わしもわからぬ。そういう税制を直そ

うといので、月三万円、二十四万円、こうしたわけですから、そうしますと、現実的に税法の理論の中で、実際の未成年者、学生勤労者はちゃんと減税になる、税を納めないで済むという

ことをしたわけでございますから、神々相まって、目的を達成するというので、課税最低限七十七万八千円、初年度七十五千円でございます。四十九年度の新規学卒者は一五%ないし二〇%上がっ

たとしても、よほど収入の多い特別のものを除いて課税されないということになっておるわけです。中学新規学卒者の平均給与は五十三万三千元です。四十九年に一五%アップの場合は六十二万です。四十九年の場合は六十四万円で、三三、二%アップの場合は六十四万円で、

から、これはちゃんとかならないようになって
るのです。

制調査会の議も経て、いろいろまた改正案も考えられる、こういうことでございまして、いまは未成年者なるがゆえに、婦女子であるがゆえにということではなく、現実問題として裸装限度以下に

押える、非課税限度額の中に全部吸収できるよう
にしよう、こういうことを考えて実行したわけで
ございますので、言うなれば、あなたのいま述べ

られておることは、この税制改正案で全部消化し

ておる、こういうことでございます。

いようになれば私もこんなことは言わないわけ
ですけれども、これは大蔵委員会の中でも、主税
局もやはり減ることは減るだろうけれども、初年
者にまだまだ課税は——今度四十九年度、初年
度七十万になったとしても、やはりまだ残るので
はないかということは、これは書類がないのでわ
からぬのです。つまり二十歳以下、十九歳以下と
いう統計は全然とっていないですから、統計上は
独身というあれしかないですから、わからぬわけ
です。ただし、初任給なりあるいは働いている
方々の実態から見ると、かなり勤労未成年者にも
課税がされているんじゃないかという現実には立っ
ているわけですね。

もう一つは、時間がなくなってしまうたんですけれども、保育料の問題なんです。これは大臣も御存じだと思うのですが、最近保育料が高くなってきた、保育料の控除を設けたらどうかということを私たちは考えているわけです。と申しますのは、これは共かせぎと母子家庭、とにかくお子さんを預けなければ働けない人々、こういう人々の保育料が、もちろん収入にもよるの

ですけれども、月五千四百円とか六千九百円とか九千七百五十円とか、たいへん高くなつてきているわけですね。いま五歳以下のお子さんを持っている、そのお子さんを預けなければ働かずにいて、人が、労働省の調査でも、大体百三十一万人ぐらゐいるというわけですね。そういうことになつてきますと、この方々たちにも何らかの——とかくお子さんを預けなければ働かすいけない、わけ

です。ですから、やはりこういう方々には、全部とは言いませんが、共かせぎ及び母子家庭については、保育料控除のようなものを創設すべきではないか。こういうものを一つ一つつくっていくのが、いわゆる福祉優先型の税制ということになるが、私は思うのですが、その点についてはいかがでございいますか。

○田中内閣総理大臣 夫婦別算制をとっております。

すから、共かせぎをしておられる方々は両方とも基礎控除を認めておるわけですが、五十万プラス二十四万。それで、扶養は夫婦両方でもってやっておりますから、これはどっちかでもって扶養控除を認める、こういうふうになっておるわけですが、これはやはり十六万円を二十四万円にしたものを、三十六万円にするとかいうことで解決すれば、子供さんを持つてゐる人は恩恵を受ける率が多くなるわけですが、これがなかなか、いままでは一万円ずつ上げておったのです。私はそれに非常に不満があつたのです。これは主税局と私と半年間がちゃがやつたのです。月二万円とか二万五千円とか三万円とか五万円とかにしないといふこと、そういうことじゃないと、国民は理解しないといふこと、一万円ずつ上げればいいことだといふ計算がいまま出たのですが、これもほんと十六万円から、ほんとにほんととすな、二十四万円にしたのですから。ですから、この次は月三万円にしたといふ私思ひです。三万円にできない場合は、二万四千円なんて言わないで二万五千円、三万円というぐらゐに、ラウンドナバーでもつてばんばんといければだれでも計算できる、頭の中でやつても計算できるといふことで、やはり国民、納税者の理解を得ながら、あなたが言うように、真に子を持つ親というものが働けるように、税制上の恩恵がないから働きたくて働けないといふことは、やはり国民全体の利益を守るためにいいことではないのです。

そういう意味で、あなたが言われたさっきの、就学している者それから未成年者、それから共かせぎの子の扶養料とかいわゆる保育料とかいうものがいままいろいろ議論されてきたのですが、税制はものわかりがよいような税制、だれが見てもわかるような税制、簡単なほうがいいと思う。そのためには、税制の中にいろいろな政策を織り込まないで、税は簡単にいただく。そのかわりに、別の政策でやるのが正しい。場合によれば、一般会計でもって補助するほうが望ましいといふことに踏み切つてゐるわけです。

これは野党の皆さん、特に社会党の皆さんなどが農民運動をしましてときに、表日本人たちが新潟県とか秋田県とかといふところへ入りまして政策としてとらえたものは何かといふと、表日本で二十五年もつ賦税が裏日本へ来ると二十年半しかもたない。同じところにおりながら、これだけの犠牲を払つておるのを同率の税率でもって税をかけるのは不当である、長い闘争を続けたところ、この級地をきめるのに問題が起つて、隣のほうが高い級地でありながら雪が降らぬじやないか、雪は降らなくても風は強いんだ、こういうんで、新潟県は雪が多い、群馬県は風が強いんだといふので、国会の大論争になつて収拾がつかなくなつたのです。ですから、その意味では、税は一律にいただく、そのかわりに別の政策を加味するといふことになつてゐるわけです。

ですから、あなたの言うことはよくわかります。私たちが政府でありますから、全部反対です、ではないのです。これは税率を加味しますと、議論としては一人一人、一億一千万通りの税率をきめるべきであるといふことになるわけですが、税制調査会では、よくそういう議論をするわけですから、それから、それをただ技術屋の議論として看過するわけにはまいらない。そういう意味では、やはり画一、一律的なもので税法はきめるが、必要なものを取捨選択して、ウェイトの高いものから別な政策を付加する、こういうことになつておつて、そういう政策もとられておるわけですから、税制の中で解決しなくとも他に政策はとられておるといふことで御理解を賜りたい。○佐藤(義)委員 私も大臣が言われることはわからぬわけじゃないのです。あまりこまかな控除を除きつていきますと、確かにいろいろまた、逆の問題も出てくるといふことも、私も税を五年やっていますので、わからぬわけじゃないのです。が、しかし、総理、租税特別措置なんといふのは百四十ぐらいあるんだから、これに比べれば、ま

だまだ、普通の人が使う所得税法の控除といふのは、いろいろその事情に合はしてつくつても、私はそれほど複雑にすることは私もあまり好ましいとは思いませんが、そういう特殊なものばかりだつてもいいんじゃないかといふふうに私は思ふわけです。

もう一つ、いま言つたように、未成年者の方々は税金を納めてゐるし、それからお子さんを預けなければ働けないけない御婦人方も、まあなかなか税法上いふ言つたように恵まれないといふことなんでありまして、こういう方々に比べて恵まれているのは配当所得の方ですね、これは何と言つても恵まれてゐると私は思ふのです。総理、御存じだと思ひますけれども、とにかく配当所得だけで食べてゐる人は、一体幾らまで一銭も税金を払わなくていいか。これは三百五十七万円まで、今度の改正で、基礎控除が上がつていきました、扶養控除が上がつていきましたから、三百五十七万円までは、所得があつても一銭も税金がかからないわけですね。それで、これだけの額が勤労者があればいかに、ところが、額に汗を出して働く勤労者の方々は税金を納めるけれども、配当所得の方は、三百五十七万円まで一銭も払わなくていい。それは私も理由を知つてゐるのです。先ほど総理も言われましたように、資本を充実しなければいかぬとか証券市場を育てなければいかぬとか、いろいろ理由はわかるのです。理由はわかるが、一年半前に、総理が総理になられたとき、いふのはおかしい言ひ方ですが、庶民宰相だといわれたわけでありまして、これはどう見ても、庶民感情からいって合わない。不労所得、配当所得は三百五十七万円まで一銭も税金はかからぬけれども、勤労者の額に汗して働くその所得に対しては十八万八千円という税金がかかる、これはどう見ても、庶民感覚と合わないことだと思ふのです。具体的にいろいろ計算して考えてみましたら、いわゆる配当所得の特例ですね、配当所得の一万円までは、そのうちの一〇%は控除しましょう

といふこの特例、これが、税額控除ですから非常にきいてゐるわけですね。いまこれは一〇%になつてゐますが、せめてこれを半分の五%くらいにして、配当所得と勤労所得のバランスをとつていかないと、幾ら公平な税、公平な税と言つても、これは世間に通用しないと思ふのです。このあたり、庶民感覚からいって、ひとつ総理のお考えをお伺いしたいと思ふのです。

○田中内閣総理大臣 あなたの申されることは私も理解をしております。理解をしておりますが、そこがなかなかむずかしいところなんです。それはいままでもあまり議論しませんでしたけれども、あなたが述べられることそのままなら、主税局も税調もあなたの申されるとおりにするはずなんです。しないのは何か。これは政策的にありません。確かに、六一%の戦前の自己資本比率が、一五%を割つておるといふような事態ですから、これはアメリカの五三%とかその他のものに比べれば、もう日本は一体どうなるかわからぬといふような状態であるといふことが一つの理由でございいます。また、キャピタルゲインは非常に捕捉しがたいとか、いろいろな技術上の問題はありますが、国民の感情の面からいふと、あなたの言うとおりであります。ところが、一步掘り下げてみますと、捕捉しがたいとか技術上の問題だけじゃないのです。国民所得に対する原則的な問題がもつと大前提にあるのです。

給与所得は第一次所得です。他に投資をするようなものは二次所得なんです。一ぺん税金を納めたものなんです。納めたものが何かに運用したときに、二次所得としてこれを受けるわけです。それですから、妻のために、子供のために、人間老少不定、いつ死ぬかわからぬ。せめておまえのために、わが子、わが孫のためにと、食うものも食わないで貯蓄をしてゐる。貯蓄も手段である、株式投資も手段である、土地を買うことも手段である。土地土地と言ひますけれども、土地は合わないのですよ、はっきり言ひまして。社会主義国

は、土地というものを全部国有にしていますが、私たちは土地問題があるから自由主義経済理論をとっているのです。

なぜかといいますと、土地を国が公有にしたら、第一、財源が確保できないのです。税の大宗は地租であったということを考えてみれば申すまでもないことなんです。だって人間が二十歳で土地を坪五万円で買つていま八十歳になる、ちょうど六十年間です。年間一〇%ずつの利益でもって複利計算すると幾らになるかというと、坪千二百万円になるんです。七年で倍になるのですから。そうすると、二十歳で買った五万円の土地が千二百万円になる。千二百万円じゃ売れませんか、実際において。売ればまた税金がかかるわけですから。その間、土地はちゃんと不動産として課税の対象になっておるのですから、これを公有にし、国有にしては、これは何かの財源を他に求めない限り、土地という大きな財源が財源の対象からははずれるというので、社会主義国は五五%も税を直接税、間接税で徴収しなければならぬという事態になっておることを看過するわけにはまいらない。

ですから、一次所得とすでに税を払った後のもの、それで死ぬば必ずこれは今度遺産相続税としてまた第三の徴収があるわけですから、中間において徴収するかしないかというのは、税の一番根本論に抵触するのです。これはへたしますと、みんな浪費をしてしまつて、全然貯蓄が行なわれないう。そういう問題もありますので、そう簡単に——私ももう十二、三年前の大蔵大臣のときからやられてきたんですよ。そして父子二代にわたつて言われているのですから、ここでやりまうと言いたいのですけれども、それはとても簡単に言えない。私の一存で言えるような問題じゃないというところを、ここは少し考えてくださいよ、あなたも大蔵委員をずっとおやりなんではないですか。ほんとうに国民感情はわかるのですよ。わかるのですが、課税後のものであるということ、資産の運用である、資産運用はイコール不増所得だ、

そういう意味で国民感情が出ることはよくわかります。わかりますが、簡単に、国民の貯蓄精神とかいろいろなものにマイナス要因として働くようなものを、みだりに画一、一律な議論で踏み切ることもしがない。ところが非常に苦勞のあるところまでございますので、これはひとつ以上で御理解を賜りたい。

○佐藤(總)委員 最後に、総理に一回だけお伺いしておきたいのですが、それはいわゆる超過利得税の問題なんです。今国会が始まつて、とにかく企業の不利益について、過剰利得について徴収をしなければいかぬということはずつとやってきたわけなんです。ただ御存じのように、超過利得、不当利得といつても、これはなかなか判定はむずかしいから、われわれは一律に累進の付加税にしたかどうかということなんです。内容的には私たちの案にも見えていたんですが、最近自民党の案にかなり近くなつていふところなんです。異常利得ということについて一律何%の付加税をかけようということになっていふわけだが、とにかくきょうは、総理御存じのように、二十二日です。これは二十六日まで国会を通らぬことには、参議院もありますから、事実上、三月期には取れぬことになるわけですね。

総理、これは党のほうにおまかせになつたというところになるかとも思いますけれども、総理といつてもこれは総裁でございますから、やはり党の責任者としてこの問題を——この異常利得について法制の面でも何でできなかったかということになつたら、私は国民の不満というのはいさめて残ると思うのです。われわれはいつも門戸を開いて協議を重ねていふわけですから、自民党の中もまたまらないうこと、なかなか出てこないわけなんです。これについて総理は、一回もあまり督促されたという話を私は聞かぬのですけれども、このあたりはどういうふうに責任をお感じになつていらつしやいますか。

○田中内閣総理大臣 異常な利得に対しては税で取り上げることができません。これは私が一番初め

述べたのですから、もうこれは非常に異常な熱意を持つておる。これは記録に残つておるとおりでございます。三月ももうすでに残すこと一句ということでもございますから、三月決算に間に合わせるといふことになれば、もう急を要さなければいかぬということでもございます。

ただし、この問題は、すなおに申し上げて、やはり三六・七五というのは一・七五という暫定税率が入つていふわけなんです。ですから、三五%で法人税は四〇%に上げる、こう言つたのでばんと上げていふのです。野党さんの言うことがいから聞いていふのです。去年、せめて課税最低限を百五十万円にしろと言つたから、初年度百七十万円にしたらどうも当てこすりみたいで悪いから初年度は百五十万円、それで平年度は百七十万円と、皆さんのいいところを全部とつておるわけですよ。それと同じように、いまの問題、四〇%にしたら今度は四二%と、こう言われれば、まあそれも国民の声だ、こう思つていふわけなんです。

この異常利得については、三五%から四〇%にして、その上になお土地の問題も、たしか四十四年の四月一日以降のものに対しては二〇%付加をしていふわけなんです。その上になおの税ですから、これは全く臨時の税である。これは臨時の税の場合には画一、一律的というのが、まあ不動産、土地に關して二〇%一律といった例がございますから、それはそのほうがあとくされないし、一番いいことだと思ひます。しかし、この三五から一・七五の暫定税率を基本税率に繰り込んで、第二にそれはまた四〇%に上げて、その上に第三にしましては土地に対する二〇%重課をやつて、その上に臨時税率を適用しようというのですから、これは自民党や一内閣だけの問題じゃないのです。これはやはり全党が完全に一致をして、国民の負担にこたえるということが必要なんです。だから、私も、あなた方があまりいい顔をされませんから、二十余年間も検討して、政府は出すべし、出しますと言つた公約違反をしながらも、

小選挙区法案をまだ提案もしないのですよ。それはそうですよ、あなた。そんなことを考えないで、これはこれ、あれはあれで使い分けしちやいけません。そんなことをすれば、国民は理解するはずがない。ですから、これは共産党も含めまして、全部でしゃんしゃんということ、これでいこうということでない、それは国民にこれだけの感謝はできませんよ。これはほんとうです。

国会は唯一無二の立法機関である。唯一無二の国会、政府もまた議案を提出することができると憲法に書いてある。もまたなんというところじゃなくて、これは憲法に示すとおり、国会が全部でおやりになるというそういう趣旨のものです。私がいま言つたように、私は立場を言つていふのじゃありません。これはこんな非常立法に対しては野党の意見が一致しないことはありません。これはやろうとする意思があつて一致しないことはないのです。これだけ議論をしてきて、それを自民党に出さして、そして文句だけ一ぱい言われ、そしてこつちは反対するけれどもまあ多数で通せと、こういうことじゃ、これは国民、理解しませんよ。

ですから、その意味において私は、この問題はこれだけ初めから各党の中で、皆さんみんな答案を持つておられるのですから、それを譲り合つて、あなたの案が一番中庸だといつたら、ちやうどまん中におられるのですから、さつと左右両派がほんとうに調整できると思うのだ。国民のためならそれくらいのことはいやうやる。私は、ほんとうにそう思うのです。だから、初めからこれは政府はお手伝いしますし、勉強もしています。これは大蔵委員会でもつてまとめればまともになりますよ。ちゃんとこの委員会がまともになります。だから、(だつて案が出てこない)と呼ぶ者あり、や、案は皆さんがみんなもうお持ちになつていふのですから。自民党の案が示されない、と呼ぶ者あり、いやいや、各党の案、自民党の案と全部突き合せて、まだまだ十日ありますから、どうぞ御勉強、御協力のを切にお願いします。

○安倍委員長 増本一彦君。

○増本委員 共産党・革新共同の増本でございませう。

私に与えられている時間は三十分ですので、ぜひひとつ簡潔な御答弁をお願いしたいと思うのです。

私が総理に伺いたい問題は、今日のインフレ、物価問題をその根本原因にメスを入れて解決するために、税制の上からも何をなすべきかという問題です。今日の国民生活のかつてない危機をつくり出した原因は、一つには、やはり大企業の先取り便乗値上げや売り惜しみ、買い占めなどの、これまでの予算委員会などでも明らかにした悪徳商法です。もう一つは、これまでの長い間政府が続けてきた大企業中心の高度経済成長政策によるさまざまな矛盾がこへ来て爆発を起してきている、こういう点であると思うのです。

そこで、このインフレ、物価問題の抜本的で緊急な対策として、税制の面でも、大企業の便乗的な価格のつり上げによるばらまきを吐き出させることとか、あるいは内部留保を必要最小限に抑えて、過剰流動性をなくす、こういう面からも通貨価値の安定に努力をする必要があるのではないかと、いろいろに考えるわけです。そのために、租税特別措置をはじめとする大企業優遇税制を、ここで根本的に再検討をすることが重要であるというように思うのです。総需要抑制を貫くならば、本法の貸し倒れ引き当て金や租税特別措置の価格変動準備金、異常危険準備金、海外市場開拓準備金などはもっと積み増しを推し進め、逆に増と圧縮をさせて、課税所得の拡大をはかって、大企業法人に相応な税負担を求めるという立場で進むべきではないかというように考えるのですが、本会議でも総理は、こういう租税特別措置は再検討も、整理改廃もやっていくという趣旨のお話もありましたけれども、その決意のほどと、それからそれを目ざす具体的な方向、この点についてまず明確な御答弁をいただきたいと思うのです。

○田中内閣総理大臣 租税特別措置というのは特別措置でございまして、恒久的なものではないというところは申すまでもありません。なぜこのようにものが必要であつたかという、無資本、無資源の焼け果ての中から、原材料を持つ国と持たない日本が自由な世界で競争をしなければ国民所得の増大ははかれないという、そういう状態において国際競争力を培養し、そして日本に企業が興ることによって完全就労の機会を得よう、これは国民的課題であつたわけでありまして、政治の一番の問題は何かといつたら、働く意思ある人に職場を与える、それから勉学の意思ある人には学校を与える、ということが政治の基本だと思つてゐる。そういう意味で、まあ一つの目的は達成されつつあるということでは事実です。

ですから、国際競争力が強過ぎる、もうこらでやめたらどうかという議論もありました。ありました。日本は労働者の賃金とか、日本の社会保障制度とか、日本の社会環境とかいうことを考えると、まだまだ先進工業国にいくまでには相当な開きがある。だから、そういう意味で、チープレーバードといわれておつた日本が、国際水準まで賃金水準を上げ、それで生活環境を整備し、社会資本を拡充して、少なくとも何年間、何十年間、自分の子供の代ぐらひまでは世界の波動にも耐えられるという日本をつくるためには、必要なものは残します、しかし、多少無理でも、排除できるものはみな排除しますというところで、いま残っているものは、特殊なものしか残っていないのです。公害施設をしなければいかぬとかそういうものしか残っていないことは、二十何年間のそういうものを考えれば、もう十分おわかりになるとおりでございませう。

ですから、そういう意味で、租税特別措置というのはだんだん整理統合して現在に至つておる。これからもまだ整理できるものがあれば整理をいたします。しかし、明確に申し上げます。角をためて牛を殺して、大失業が出るようになつて困るのです。政治の責任を果たすゆゑではない。

そういうことで、完全就労をやり、月給もふえ、国際的波動にも耐える、石油がもう少しぐらひ上がつても国民生活を安定的に押える、押えるためには相当な財源が必要、その財源も確保できる、こういうことではないと、それは簡単にはやれませんが。

ですから、何か企業はみんな国民の敵だと思つてや間違ったんです。これは就労の場なんです。しかも、企業は個人と違ひまして、あるだけみな使つてしまおうというわけにいかないのです。使うときには税の対象になっていきますから。ですから、主税局や国税庁は、日本の何千社、何万社というものを全部、どれだけ積み立てがあつて幾らある——それは危急存亡のときは税率を直せば、大蔵委員会でも税率を直してくだされば、これは全部国の財源になるのです。ですから、それを使つてしまふということを考えられちゃいかぬのです。これは蓄積されているのです。これは国民の蓄積です。そういう意味で、企業といつたって、税率を変えればちゃんと大蔵省へ収納するのですから、それは個人のものと違つて、確度是非常に高いものです。ですから、いまの状態においてすべてのものを廃止するわけにいかぬわけです。

まあ、国債を発行するときにはそういう議論があつたのです。これは昭和四十一年度予算から国債を発行したわけですが、四十年度に減収補てん債を出して、その減収補てん債を通ずるとき議論を国会でやられたときに、これをやると国債を出すのじゃないか、長期投資にあつては後代の人にも何ぶんかの負担をなすべきであるという財政理論はわかるが、しかし、ここで国債を出す場合には、いわゆる税制上の優遇措置とかいろいろなのはやめたり、増税をしてもいいじゃないかというふうな議論があつたのですが、四十年は不況のときでありまして、ついに四十一年度から公債発行に踏み切つたわけです。そこら非常にむずかしいのであつて、そこらを十分ひとつ御理解の上、私は租税特別措置は、いままでもそうでございませう。

すし、いまもそうでございませうし、これからもそうでございませう、これはもうできるだけ整理するものは整理をいたします。大原則はそうであるが、にわかにはすべてを廃止するわけにはいかない、ということだけはひとつ御理解を賜りたい。

○増本委員 私も、内部留保というのは、最初にお話したように必要最小限のものにして、必要以上のものの積み増しは押えていくようにすべきだ、という趣旨で申し上げてゐるのです。

それから、総理は、この内部留保が一面では労働者のほうに流れていくような趣旨のことをお話しになりましたけれども、しかし、実際はそうじゃないですよ。新日本製鉄の四十八年九月の決算をとつても、六百十九億圓が引き当て金、準備金で積み増しになって、これは賃金のほうに回るわけじゃないですね。ほかの企業でもみんな同じですよ。これが買い占め資金に使われて、今日の異常な経済の混乱した状態をつくり出している。国の財源を確保してそれを福祉に回すためには課税所得を拡大するというところで、この準備金、引き当て金などの圧縮をはかつていくことが必要なんだという趣旨で申し上げてゐるわけなんです。そういう方向での検討を今後やられるかどうか、そのことだけでも一度簡潔に答えてください、時間がありませんから。

○田中内閣総理大臣 簡潔に答えます。それは単年度だけでは計算できないのです。ですから、そういう蓄積があつたために波動が多かつたら——過去、足かけ三十年、日本は、実質賃金はGNP二・七倍に対して三・八倍上がつておる。それでまた、実質成長率よりも名目成長率よりも、賃金の上昇率というものははるかに多い。過去十年間、六五年から七〇年、七〇年から七三年をとつても、実質成長率九・七、名目成長率一六・六に対して、賃金上昇率は一七・六%である。これは一年だけでも見られないのです。そういう意味で、来年不況があつても賃金を下げるわけにいきません。昭和の初年のように一割カットというわけにいきません。

これは少なくとも、いまの西ドイツの三分の二である、西ドイツ並みにならなければいかぬ、アメリカほどになるかどうかはわかりませんが、アメリカと西ドイツの間まではやりたい。私の列島改造論には、昭和六十年、一九八五年にはアメリカの労働者賃金まで、こう書いてあります。ですから、それをやるには、波動があつても上昇過程をたどっていかねばいかぬ。それは蓄積がなければ、ある時期にはやれなくなるのですよ。

もう一つは、今度物価を下げさせるでしょう。石油が上がつたけれども、九〇%、八〇%に抑えて、これから一年間やつていこうという場合には、蓄積がなければやれませんよ。それは取りくずしを行なつても、とにかく賃金を上げる、取りくずしを行なつても物価は据え置きのままにするという相当な政策目的がございますから、そういう蓄積の状態というものは、絶えず主税局と主計局が争いながら協議をしているのです。もう主計局はほんとうに公債を出すのはいやなものですから、これはどうしても取りくずせ、そうしている、主税局は来年の財源はどうして確保できるのだ、こういうことで相当の議論をした結果、厳密な査定をやつていくわけです。

単年度で見ると、あなたがいま指摘されたようなものがありますけれども、やっぱりこれだけ石油が上がつたときには三年ぐらゐのものを見ながら、来年石油は安定であるというならば、来年はこゝまで留保は積み増しを押えてもいいだろう。ことしとにかく超過したと思われよう。なななに対して臨時税を課するという前提なものですから、積み増しは行なわせない。それから定額のものには定率には変更を認めない。法律で認められているものを、定額は定額でもつてことは計算させるんだ、こう言っているのですから、それはやっぱり政府も相当深刻な態度でもつて企業会計を押えておる、こういうことだけはひとつ御理解をいただきたい。

○増本委員 ですから、私のほうで申し上げているのは、そういう財源を確保し、公債の発行も極

力削減していくためには法人所得の拡大をはかるべきだ、そういう趣旨で申し上げているのです。

そこで、いま定率法、定額法の問題が出ましたので、これは総理、どうでしょう。いま大企業の特別償却の制度が、これもたいへん重大な問題の一つになつてきているわけですね。ここで大企業の特別償却制度を廃止したり、それから新しい機械設備の定率法による償却をもう認めない。いまわが国の製造大企業の減価償却率というのは、昭和十一年が六%弱だったのが、四十七年ぐらゐになると一五%で、大体六年ぐらゐで新規の機械設備はもとをとりまして、実際は機械はもつと長く使うわけですね。これが結局費用を大きく見せて、そしてもうけを隠しているということになるわけですね。総理のよく引用される海外の水準を見ましても、アメリカは大体一〇%です。日本は一五%。イギリスは八%ぐらゐです。こういうところの問題もしくかく検討すべきであると思ひますが、その点はいかがですか。

○田中内閣総理大臣 それは主税局は絶えず検討し、絶えず勉強しております。勉強しておりますが、日本よりも低く押えられておるような国の企業の国際競争力がうんと強くなつていくというなら、それは対象として比較してもいいですが、アメリカのような企業になつたり、アメリカではだめだからみんな海外に投資をしよつたというふうになつて、アメリカは輸出禁止をやつたり、利子平衡税制度をとらなければいかぬということになつては困るのです。日本はアメリカほど潤沢じゃありませんから、海外との間に原材料を入れて自動的に対流しているわけですから、その意味では、国際情勢に順応できるような体制でなければ、これは一べんに参つてしまふ。これは持たざる国の悲哀であります。特性であります。イギリスのように、蓄積が少ない、控除率も少ない、積み増しもできないようになっておる、そのかわり週三日しか働かないというのじゃ、どうしようもないです。(増本委員「日本の問題でどうなのか」といふことを聞いてゐる」と呼ぶ)

だから、その影響することを考えないで、画一、一律的にはやりません。ですから、日本の特性とそれから各国の特性もみんなちゃんと取捨選択をして……(増本委員「その特性はどういう方向でおやりになるのですか」と呼ぶ)方向としては、これ以上特別な社会情勢が起これば別ですよ、特別な社会情勢が。それは石油はもつと上がる。上がるけれども、石油に対しては石油価格を押えるのだ、こういうことを言いますよ、その場合には、まだ税制上の問題がありますよ。それはなぜかという、電力料金を押える、こういつてきめたら、イフがつかますが、きめたら、少なくとも単年度ではできませんから、石油は上がつておるにもかかわらず電力料金を押えたら、その差額は五年度でもつて繰り延べ決算できるような税制上の特例ですが、そういう場合は国民も認めるし、あなたも電力を押える、税制上の措置はしてやるな、これでは電力はとまるだけの話でございすから、そこらにはよく理解できると思ひます。

そういう国民が理解できるような新たな状態が出ない限り、新しくいろいろものを付加するといふことはありません。これは整理をしていく、積み増しはさせない。だから、先ほども申し上げたように、ことしはいままでやつてきた決算方法以外に、法律がこれを容認しておるというゆゑをもつて目一ぱい積み増しをしてはならない、そういう決算は認めない、こう言っているわけがございすから、そこには政府の基本的姿勢といふのはおのずから明らかでございす。あなたがいま指摘されていることとあまり違わぬ、こういうこととすな。

○増本委員 それから、総理は自由民主党の総裁ですね。私もここで自由民主党が臨時利得税をほんとうに出す決意があるのかどうか、このことをはっきりとさせていただきたいと思うのです。

御承知のように、これを最初に言い出したのは総理自身ですね。ところが、日柄がたつて期限が迫つてきて、それで経過からいきまして、自民

党案の大綱は私たちも説明だけを受けました。しかし、こまかくこれをどうするかという案というものはまだお持ちになつていない。しかも、野党とちゃんと話し合いをするという権限をお持ちになつて自由民主党の代表の方がお見えになつたといふこともなかったのですよ。大綱であつて法案要綱でもない、こういうことで今日まで来てしまつてゐる。こうなりますと、もはや提案されるのかどうかという実行きすらかおかしなやつて、私は実行性のある案をきちんとおつくりになつて、そして人件費をX%に押えるなどという所得政策案項はやめて、野党の意見も十分にふれるような案を早期に提出して、早期に審議できるようにすべきだといふように思ふのですが、そういう方向できちんとおやりになるかどうか、この点だけはつきりさしてくだい。

○田中内閣総理大臣 野党の皆さんも案を公表しておられますし、自由民主党案ももう結論に達しておりますし、自由民主党案は野党の皆さんに提案をする予定であります。もう提案しているはずなんです。この提案に対して野党の皆さんからの意見が大体出たやうでございまして、それに対して最終的な自民党の態度を、これは当事者能力を十分持つ政調会長が正面に出まして、ほんとうにこれの決着をつけるという熱意と決意を持って、野党の皆さんに対応しておるということだけは申し上げます。

ですから、問題は、国民の一部だとはいひながら国民の権利を制約し、しかも、大多数の国民の理解を得るという二律背反のものをこゝでもつてまとめるわけですから、私は野党の皆さんも、自民党案がたたき台であるならば、やはりそれに対してちゃんとした提案を出されて、それでまとめるべきだと思ふのです。これがまとまらぬはずはありません。ただ、自民党と政府にだけ押しつけておつてやうやういふても、これは国民が理解しませぬよ。ですから、自民党の案は出るのでありますよ。(増本委員「出てませぬよ、また」と呼ぶ) いや、きょう夕方にちゃんと出ます。

(増本委員「夕方に出るんでしよう、今日まで出なかった」と呼ぶ) いや、それはもともととちやんとしているのですが、あなたの方のほうはどうも強いものだから……。

とにかく、五党ですからまとまりますよ。あなた方が自民党にだけどこまでも無制限にとにかくおいてほしいということではなく、やはり民主政治というのは、両方から来てばんと合うところにいいところがあるのではありませんか、そういう事態が、時期がもうきているんじゃないですか。四党は皆さん一党なんですよ。一党のごとき側を呈しているわけですか。一対一で話がまとまらぬことはないじゃないですか。自民党はちゃんとまとめるつもりなんですよ。ですから、あなたの方の出方一つです。もうさいは投げられたということですよ。

○増本委員 あなたは総裁なのに、私たちが公式にこの大蔵委員会で聞いているのは、二十六日の総務会です。何をきめた上で、二十七日以降でなければ提案もされなければ審議もできないという、こういう状態ですよ。自民党政調会長からの申し入れも、一枚の紙に修正意見があるなら持つてこいという、これだけの話ですよ。中身を出しておいでにならないんだ。だから、総理がいまおっしゃったことは、これまでの経過と事実とも違うのです。

○田中内閣総理大臣 私はここで総理大臣として答弁に依拠しておるわけですが、個人ではなく自民党の総裁であることも事実ですから、私が言っておくことは自民党の総裁としての発言でもあるわけですよ。ですから、ちゃんとしますから、皆さんのほうもちゃんとしてください。これは時間切れになっては責任のなすり合いでは済みませんよ、実際、責任のなすり合いでは済みませんよ、国民は受け取れませんよ。ですから……。(増本委員「カードも見せないで意見を出せと言われても困るわけですよ」と呼ぶ) いやいや、それはちゃんとします。これはあと十日もありますから、きょう税法をみんなあげていただければ、あ

したからじゃんじゃないやれるということにもなるのですから、そういうところをひとつお互いに胸襟を開いて、第一に国民の利益を守るために、こういうことをお願いいたします。

○増本委員 そこで、最後に所得税の問題についてお伺いします。

もはや、国民生活をほんとうに守っていくために大幅な減税というのは、緊急の国民の要求でもあると思うのです。今回の所得税の減税は、給与所得控除中心の減税だと言っても言い過ぎではないと思うのです。大体、給与所得控除の減税額だけで五八・一%を占めている。そこで、一つはサラリーマン減税の積極的な面を、中小零細業者などの個人事業者にも及ぼすことを総理は考えるべきではないかというように私は思うのです。それは家族労働に支払われている賃金、今度は自家賃金が白色申告の場合に専従者控除として三十万円に十万円だけ上がりましてけれども、この実額を人件費経費として見てやると、そして、その賃金をもらった者は給与所得控除の恩恵を受けるというこのほうが、中小零細業者、小規模零細業者の要求に沿うゆえんではないか。そういう方向で検討するべきであるというように私は思うのですが、この点はいかがですか。

時間がありませんので、続けてもう一点は、年度内減税の問題です。これはなくなられた愛知大蔵大臣も、物価上昇率が当初見通しよりも上がったときには、年度内減税も検討するということを言われました。いま年度内にも減税をしてほしいというのも国民の世論であり、要求でもある。これは総理もよく御存じだと思うのです。私はここに踏み切るべきではないかというように考えますが、どうか。

それから、三番目の問題は、一月末の消費者物価は、御承知のように、東京都区部で二四%、来年度の経済見通しが九六%ということですから、これを相乗して考えますと、四十九年度では三六%の物価上昇と同じことになるわけです。ところが、今回の減税割合は、夫婦二人の四人家族の

場合でも、全体の課税最低限の引き上げ率は一三・四%で、経済見通しから見ても実質的にはまだ低い。ここでもっと大幅な減税を検討するべきであるし、ましてや、この経済見通しの消費者物価上昇率をこえるような事態になれば、当然、国民に物価調整減税として来年度の年度内再度減税ということを検討するべきであるというように考えますが、その点どうか。

この三点について伺いたい。

○田中内閣総理大臣 第一点は、中小企業で共かせぎをしてる家族労働者、特に妻です。おやじさんもそうでしょう。妻が一番はつきりしているわけです。これは私もそういう問題を税制改正のときにも十分考えたわけです。働かないでおる妻というものは配偶者控除を認められておりますし、パートタイムで働いている人も認められております。そういう者に比べて、事実上は、魚屋とかそれから八百屋とかを見ますと、奥さんは時間外労働まで一切やっています。朝早く五時に起きて掃除をして、御飯を食わせて店掃除までやって、それで今度ずつと店番をやっているわけです。それで、夜おそくまでやっていて夕めしの支度をし、とにかく子供のふとんの始末までやるということですから、現実問題から考えると、これは非常に過重な労働をやっているわけです。

そういう意味で、この問題に対して私も相当強い主張を持っておるわけです。まあしかし、いまの状態では差があるのは、給与所得者と比べて中小企業の企業主というのと同じ税率でもって引いておるわけです。ですから、そのぐらゐの差が現在あるわけです。こういう問題は、時間拘束八時間働いている人と、その仕事の性質上十時間も十二時間も十五時間も働かなければ営業が成り立っていないという現実というものを見たときに、私は画一、一律的な税理論で割り切っていくということとは望ましいことではないと思っております。そういう意味で、こういう問題をいままさぐさうこうじゃありませんが、これは次に百七十万円までという課税最低限が引き上げられるのには、

さつき申し上げましたが、アメリカでも三年か五年かかるでしょう。それなら、その間全然減税もやらないのかというわけにいかぬのです。だから、やはり検討事項としては重要な問題であるということとは明確に申し上げておきます。これはなかなか不公平がある。それは理論の上では不公平はありません。いまでも優遇しているんだというけれども、それは比較してみたら、では働かないほうがいいのか、よその人を入れて給料を払っておったほうがいいのかということになったら、中小企業や零細企業は成り立ちませんから、そういう意味で、これは重要な検討課題として検討に値するということだけは申し上げておきます。

それから、四十八年度年度内減税をするかどうかという問題ですが、これはさつき申し上げたとおり、もう十日しかありませんし、これはそれが含まれておることによって百七十万円減税になったんです。二兆円減税になったんです。ということで、四十八年度年度内減税をする意思はありません。明確に申し上げます。

それから、四十九年度の年度内減税を考える余地はないか。これはこれからの税収がどうなるか、物価がどうなるかというような問題、物価は単年度の減税じゃありません。さつき佐藤さんにお答えしましたけれども、これはずっと物価が上がったけれども、国民生活がよくなったじゃないか、はだしでもないし、車も持っているじゃないか、クーラーもあるじゃないか、月給も上がったじゃないかというのを述べましたが、まあ過去のことは過去のことで、やはり政策は前向きでなければいけません。国民生活を対象にして前向きに、積極的になければいけません。こういう意味からいまして、四十九年度は物価のために年度内減税をしたくない。ということは、物価を抑えたいということが先です。物価を抑えたい。国際要因もありますが、あなたが言うように物価問題のための年度内減税、これは私は意図しません。意図もしませんし、絶対に物価を抑えたいということが前提でございますから、もしもなどということには

お答えできません、こう言つてしまえば本で鼻をくくつたようになりますから、そういうことを申し上げないで、いろいろな場合、財源が許せばどうかというおな御質問と理解をして申し上げれば、それは事態の推移を見ながら、国民的動向に对应して、政治も行政も柔軟に考えなければいかぬ、これはまことにそのとおりであります。

ただ、一般的な減税をする前に、そういう事態もしありとせば、もっと低所得者にこれから三回も四回も幾ばくかずつの支出に依拠していますように、いろいろな段階があると思ひます。段階はありますが、四十九年度がいま始まろうとしていくときに、四十九年度、減税しますとも言えませんが、減税しませんとも言えません。これはほんとうにすなおに事態の推移に对应して国民の理解が得られるように、国民の生活を第一に考へてすべての政策を行なつてまいります。こういうことで理解いただきたい。

○安倍委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 それでは時間が非常に短い時間でございまして、総理に、四十九年度の税制改正に関する答申、これは総理に答申されているわけですから、そういった面を踏まえながら、いろいろ質問申し上げてみたいと思ひます。

まず第一点は、総理が昨年の初めに大きく打ち出しておりました減税構想、何だかんだと言ひながら、やつとこうやつと日の目を見ているわけだ、それはそれなりの評価というものがあろうかと思ひます。しかし、具体的に今日まで当委員会においていろいろ内容を、所得税減税の問題にしましても、法人税の適正負担の問題にしましても、検討はしてまいつたわけでありまして、も、やはりまだまだ国民の期待に十分沿うものではない、こういうふうにもは考へておられます。

特に、昨今、経済政策の転換とともに強く期待されております所得格差の是正の問題とか、あるいは資源の再配分の問題とか、あるいは不公平な課税負担の是正、こういった点から見れば、

やつと手をつけたという段階ではないか。ですから、ここで十分事足りたということではなくて、今後さらにそういう経済政策を転換して福祉社会へということを考へていくならば、ここにもう少し抜本的な改正を五十年以降は検討していく必要があるのではないかと思ひますが、それが第一点。

それから、時間の関係で二、三一緒に聞きますので、まとめてお答えいただきたいと思ひますが、さらに福祉社会の建設という面に関しましては、当然、財源というものが要るわけでありまして、経済社会基本計画にも、ある程度、期間中に三%程度のいわゆる負担割合の増加というものはあるであろうということを見込んでおります。ところが、現在、直接税中心の税体系になつておりますし、税務当局もあるいは税調も、今後現行の体系を基準として考へていくというようなお答えでありました。今後さらに高まる財政需要に對して、まずどう考へていくのか。答申を読みますと、いわゆるならかに負担が増加することに對処して、まず所得税の累進構造のための軽減を今後ともはからねばいかぬということを指摘しておりますし、それに続いて、法人税の負担の適正化あるいは間接税の整備をはかるようにということの指摘があります。いわゆる法人のこれまでの種々の優遇措置というものをこゝで見直して、改廃をしなければならぬということの指摘であらうと思ひます。あるいは間接税もそういう財政需要の面からは見直さなければならぬという示唆のようにも受け取られるわけでありまして、答申を受けられた総理自身がこの点をどう考へておられるのか、時間の関係で簡単にお願ひします。

○田中内閣総理大臣 今度の税は非常に画期的なものだったと思ひます。それは、一つには、二兆円減税を行なつたというよりも、あなたがいま指摘せられたように、いままですチャップ税制以来直接税中心であった。ですから、国民所得に對する税負担率というものは、さつき申し上げたように、先進工業国に

比べて二分の一だといつても、直接税中心だ。これが源泉課税であるということ。二十万円の月給をもらつても、十五万円しか奥さんに渡せないということになる、妻は夫の価値を二十万円と評価しませんよ。やはり手取りの十五万円とか評価しない。それはほんとうです。直接税にはそういうマイナスがあるのです。ですから、国会議員でも、たくさんもらつていっているのが新聞に出ますけれども、受け取つてみたら、これだけ引かれて、何だこれは、これでよくやつていっているなということを言われるようです。これは直接税の一つの弊害であります。

そういう意味で、直接税というのは一体何がいのかという、税捕捉が非常に的確にできる。そして月給が上れば自動的にその財源もふえるということとして、これは戦後の日本の財政が健全にやれてきたということの一つの証左であると思ひます。ですから、チャップ税制はそれなりに評価できると思ひます。ただ、税は取られるという感覚からどうしても抜けませんよ。本人の意思いかんにかかわらず、これは天引きされるのですから。そういう意味で、税のマイナス面があるということでありまして。

そういう意味で、今度の税制は、あんまり議論されませんが、長いこと懸案であつたチャップ税制に一つの改正の斧鋸を加えたということは、歴史的な問題ではあるのです。これは二兆円よりも私はそつちのほうにウェイトがある、こう思つております。

二十四年には直接税が五四・一%、間接税が四五・九%だった。これが、だんだん下げてきまして、四十九年度予算、ここの税制改正によりまして、直接税が六九・九%、間接税が三〇・一%というふうになつたわけですが、しかし、その前の年の二八・八%というものからいふと、幾らかの間接税はふえておる。これがまた二十四年のような状態まで間接税のウェイトが上がつていくと、これはずうつと押していきますと、戦前の直接税三四・八%、間接税六五・二%。

ですから、戦前は、小さい事業をやっているような人でも、小さい村の中の雜貨屋でも、税務署が調べに来たものです。それで何売った、かに売ったというふうなことがあつたわけですが、そのかわりに役人などの給与ですと、当時の二百円という相当な金額です。大蔵省の主計局長、予算があがると当時千円御内帑金をいただいたというふうなことでしたが、そのころの税は、いまから比べて非常に低いわけです。また退職料でも、まあ三十年働いて高等小学校出が三千円、たんぼ一町歩買つて、うちが全部新しくできて、なお千円残つたというふうなときです。そういうときから比べると、税負担は國際的には非常に低いのですが、ところが、国民の実感からいふと非常に高いのです。これは給与所得者は高いです。私は大蔵省に三年いまして、自分でもつてつと明治からのいふんなものを引っぱり出してやりました。やはり税は高いなという感じがする。

ですから、そういう意味で、税というものは、これからはやはり直接税のウェイトを間接税に――私は大蔵委員会、昔、大蔵大臣のときに、君は一体目標を何と考へるかというときに、せめて五〇%、五〇%、フィフティ・フィフティにしたい。これは、国民の所得が上がつてくれば必ず消費がふえる。それで、消費の中で課税する。それは大衆課税である。間接税は逆進税制だなどという時代じゃもうなかる。それはビールは一割ぐらいずつ残してくるもの。同じことじゃありませんか。しかも、こういう時計とか、何十万円、何百万円という指輪に一割、二割とかつたて、それは国民は理解しますよ。私は、そういう意味で……（「官房長官がまたあとで補正しなくちゃならぬから……」と呼ぶ者あり）いやいや、これは真実が述べられないような国会審議じゃ困るのでね。

私は、そういう意味で、ちようど、さつき申し上げた戦前のものは、一つめどになるのですね。直接税三四・八%、間接税六五・二%というものは、現在四十七年度におけるフランスが大体そ

であります。直接税三二・六％、間接税が六七・四％。アメリカ税制が直接税八七・八％、間接税一二・二％。だから、アメリカの国民が一番税に對する反感が多いわけです。これは事実なんです。ですから、そういう意味で、フランスほどにされるよりは私は思いませんが、西ドイツの直接税四九・九％、間接税が五〇・一％、これはフィフティ・フィフティです。ところが先進工業国としては一つの間違ひであることは間違ひありません。ですから、そういう意味で、これからの税制改正というのは、国民の理解を得ながらそういう方向でやっていく。しかし、それは直接税に全然手をつけないのじゃありません。これはさっきからいろいろ議論がありましたように、国民の理解が得られればそういう中でもってやはりやっていく。

今度たった一つ、第二の問題でいいのは中間層。人生において三十五歳から五十五歳までの人が一番金がかかるわけです。最も投資が多いわけですよ。子供は全部大学に行っているとか、一番末は中学に行っているとか、一番最後はまだ大学だということに、そのころは安い賃金で働いているのです。賃金は中だるみです。それはとにかく八千円の初任給を国会で議決しようといったのは、わずか十年前ですから。そうすると、人生で一番投資の多い中間層が税に對しては不満がある。これは私はそういう意味でわずか二千億だけれども、それに手をつけた。そして結局、全国民が税を納められる階層になることが望ましいのです。全部が課税最低限に入ろうなんていうて、国はよくなるわけはありませんよ。所得がふえて、全部の国民が税金を納めるといふ、公の責めを果たすということでは、胸を張って歩けない、そういうことを考えなければいけません。そしてその過程において恵まれない人には全額、お互い連帯の思想でもってごめんどうを見る、こういう理想の姿を追求していくのが、これからの税制の将来だ、こう考えます。

○広沢委員 直間の問題につきましては時間の関

係がありますので、別の当委員会の機会でいろいろ議論がありますので、そこであらうと思ひますが、次に、所得税の減税の關係についてお伺ひしておきます。

これは今回、初年度一兆四千五百億円のぼる減税をやっておりますけれども、税調の答申では、三つの観点から今度の所得税の減税を考えていると私は思うのです。これを説けばそれははつきりしますけれども、一つは、所得税に對する依存度が非常に大きいという観点、もう一つは、安定した生活を築くために家計における蓄積の充実をはかるため、三つ目には、物価騰貴に伴ひ国民各層間の所得の分配、ひいては不公平が進行するおそれがある、こういうような三つを加味して、さらに、先ほどもいろいろ議論がありましたとおり、租税のいわゆる景氣調整機能を重視する立場からは疑問視する意見が多い。確かにいろいろ意見がそれぞれのエコノミストにおいても述べられておりました。それはよくわかります。しかし、そういう意見がある一方で、福祉社会の財源をとるという見方、それに対する期待という面もあるけれども、直接税中心になっておりますから、さつき申し上げた三つのことを基準として考えるならば、やはりここに大幅な減税をしなければならぬという結論で、今回諮問にこたえて答申が出ています。この考え方は私は正しいと思つておるのです。

そこで、政府はその減税にあたって、いわゆる所得税制の改正にあたりましては、やはり物価といたつたことを十分加味して、今後の所得減税あるいは改正といふものを行なっていく考え方があるのか。何も物価の問題を税だけでどうしようといふたつて、それはできないことは常識論ですけれども、経済のひずみとして当然起つてくるこういう異常な物価上昇のもとにおいては、税が何らそこに補完的な働きをしなければなりませんし、特にインフレ下において、指摘がありますように、不公平が進むであらうと思はれるような時点においては、物価を配慮した減税というものに

重点を置いて考えるべきじゃないか、その点を考え方としてお伺ひしておきたいのです。

○田中内閣総理大臣 それは御指摘のとおりです。物価問題は税だけでも全部調整はできない。そしてまた、税は単年度だけではなく、物価は十年間上がったも、実質賃金はもつと上がったというところが望ましい姿であるし、また現にそうしてきただけでございしますが、しかし、そうかといつて単年度の現状を全然無視して、減税をしないていいというところじゃないのです。これはやはり長期的な見通しの中で、税制はあり得べき理想的な姿に向かつて前進を続けつつも、しかし、取捨選択をするときには、物価の面で国民生活を守るといふ面があれば、それは理想的税制までいくには少し遠い位置にあつても、それを先にやらなければいかぬ、そのぐらゐの配慮と取捨選択が必要であることは申すまでもないことであります。そういうことであります。ですから、これからの税制改正に對しては、物価問題、物価の動向といふことが十分しんしゃくせられるといふことは申すまでもないことであります。

ただ一言だけ申し上げますと、税をやるときに増進政策にならないような税、ひとしからざるを要するといふ、いわゆる不均衡の是正といふことも重大な税のポイントでございしますが、へたをする増進政策にたつたが、能力がある人たちの能力を伸ばす。うんと能力があつて働かないで勉強した人がものを發明して収入があつた。それが全部累進課税で九〇％まで召し上げられるといふのは、だれもやらないといふことになりまして、生きている間には自分がみずから開発した利益の恩恵は相当に受けるが、しかし、それは不労所得として次の世代に受け継がれてはならぬので、そういう意味では遺産相続税といふものとの間のバランスの調整が必要だといふ問題もありますから、税はしかく簡単なことだけでは割り切れないと思ひます。思ひますが、やはり人間の本能というやうなものや民族の特性というやうなものも十

分勘案をしながら、しかも現実を目をおおることなく、国民の理解が得られる、まあ政府も国会も、国民のためといふことを前提に税制を考えておつてくれるといふことでは、納税者の理解は得られない。納税者の理解が得られないときは、税は根本的に破壊されるということでありまして、これはもう当然のことだと思ひます。

○広沢委員 納税者がそういうような物価の異常上昇の中で非常に困惑をされているときには、当然、税制もそれに應じて配慮するといふお話であります。先ほどからいろいろ年内減税云々といふ問題が出ておりますが、ならば、こういう異常な物価上昇のありにおいては、税がそういう物価に對するある程度の、補完的にせよ働きをしていくならば、見通しが狂つたりあるいは今日のようない異常な物価高に国民生活がさらされる段階においては、行政当局としては、年内であらうが何であらうか、とにかくそれに対する配慮といふものを考えるべきではないか。物価に對してもある程度税制といふものは考へてあげているのだといふことであるならば、当然、いま私が申し上げたように、年内においても異常な物価高がかりに起つてきたといふやうな場合には、それは配慮するといふことは理論的にも考へてもいいんじゃないかと思ふのですが、その点もう一ぺん念を押しておきます。

○田中内閣総理大臣 これは先ほどから申し上げておりますとおり、減税といふものには二つの面があるわけですね。物価が上がるから国民生活を守るために減税をしなければならぬという議論と、物価が上がる場合には増税をしなければならぬという議論もあるわけです。

物価抑制といふときは賃金ストップ、増税、これはイタリア型、イタリアがとつた税制であります。これは物価抑制の一つのオースドックスな手段でもあります。しかし、考へてみると、今度も田中は二兆円といふのをぶつたが、石油問題が起つて、十二月末にはほんとうに二兆円減税やれるのか、やるとすれば氣遣いだといふ極論さえ出

たわけですが、やはりこれは物価を押し上げるといふ議論になりますよ。減税を行ない、しかも相当多額の給与が上がるということになれば、どうして物価を押えるのだという議論にはなりません。しかし、あえて二兆円減税に踏み切ったのは、これは国民生活の現状に適合する政策が先だ。まず目張りをしておいて、それは理想の道の一環でもあるし、まずこれが先だ。そうして引き締め政策とか物価抑制の政策は勇敢に行なうべきである、これは間違いないでなかつたと思ふのです。

ですから、そういう意味で四十八年度中の年度内減税ということとは、これは二兆円減税の中に組み込んでおきますので、三月ももう二十日過ぎでございまして、四十八年度の年度内減税はいたしません、こう述べている。四十九年度は四月一日から始まるわけですから、これは夏までに物価を押えます、こう言っているわけですから、そのときに、夏までに四十九年度も減税をいたします、しかも物価減税、調整減税いたしますと言つたら、夏まで押えられないということとを裏返して言うようなことで、それはとてもそんなことをいま申し上げられない。ただいまは物価を抑制するのが先です。

しかし、行政も政治も国民のためにあるので、そんなことを国民が困つているときにはかぶりしていいわけはありません。そういう意味で、先ほど述べましたとおり、減税というものが、そういうものは、事態の推移を見てそれに対応するような過程において考慮されるべき問題でありまして、いま申し上げられることは、これは絶対的に減税以下に物価を押える、いい減税だった、歴史に残る減税だったと言われなくても、やはりよかつたと言われるように全精力を傾ける。物価抑制がまず焦眉の問題である、こういうように理解いただきたいと思います。

○広沢委員 いろいろな議論のある中で、思ひ切つた二兆円減税をやつたということは、先ほど申し上げたように、その考え方に対してはそれなりの評価はできるのですが、内容の問題で、やはり

こういう時期においては、インフレが進行してきますと不公平な負担という問題が出てまいります。そこで、低所得者に対する思い切つた減税というものを行なうべきではないのかということですが、

ところが、先ほどもお話がありましたけれども、今度は給与所得控除のいわゆる頭打ちというものが出ておきますので、絶対額においては相当大きな金額が高額所得者のほうに減税になるという結果が出てきておられます。しかし、これも、いままでの頭打ちを行なつてきたには、それなりの当局は説明をしてきました。ところが、今回は大改正だからということで、こういう頭打ちがあるのを必要経費の概算控除という見地からはすすのだからということをおっしゃる。しかし、やはりもう一歩、一番考えなければならぬのは低所得者、納税者の人数からいっても多いわけでありまして、かつ、こういうような時期にはやはり、たとえ議論がどうあると、低所得者に対する重点的な減税を行なう。こういう頭打ちを排除して高所得者にまで配慮を及ぼすようなやり方というものは政治的にいかにがなるか、こう思ふわけですが、その点に対するお考え。

さらに、こういう一面を見ますと、低い所得で減税の恩典にあずかれない方々も多数あるわけでありまして、なかなか、いわゆる社会的に弱い立場にある方々、そういう方々に対しては、インフレ手当というの的部分的には考えているようです。しかしながら、これもやはり実態に即して十分な手当というものを考えていかなければならないと思ふのです。政府の答弁を聞いておきますと、たとえばお年寄りの手当にしても、来年には五〇%もアップするんだというパーセンテージの話をしておりまして、それ自体が小さい上に、このインフレでありまして、インフレ手当における十分な配慮を考えるべきではないかと思ふわけでありまして、その点に關しての問題。それから、二、三續けて時間がありませんから質問申し上げておきたいと思ひます。

法人税の問題で、まず法人税制を景気調整に十分活用すべきではないか、こういうことで、せっかくの新聞報道によれば、法人税の延納利率だとかあるいは減価償却弾力操作だとか、それぞれ考えられておるようでありまして、その他引き当て金やあるいは準備金、そういう企業会計原則にも触れる問題がありますが、そういう面も今日非常に大きな企業の優遇処置になっておるわけでありまして、景気の動向によつて、これについても操作を加えられるような処置が必要じゃないかと思ふのですが、その点がいかがかという点。それから、先ほどお話があつたように、今度基本税率を四〇%に上げました。しかし、それで企業の優遇措置を整理したということにはならないと思ふのです。ですから、企業が適正な税負担に応じざる体制というものは今後さらに考えていくべきじゃないか、こういうふうにも思ふわけでありまして、その点を簡潔にお答え願ひたいと思ひます。

その他、配当の課税制度、それから受け取り配当の益金不算入の問題、あるいは配当控除の問題、これはともにも税制を複雑にしておりますし、あるいはその効果も、初めの趣旨説明あるいはいままでの当局の説明からすると、行政効果があがっていないものもあります。ですから、一挙にやめてしまふというには問題があるかもしれせんが、やめる方向で検討されるかどうか、その点をお伺ひしておきたいと思ひます。

それから最後に、もう一点は、税調の答申の中に地方税制に対する答申がございまして、そこでお伺ひしておきたいのでありますけれども、やはり今日の地方財源が非常に不足しているということ、それに対する要望が地方団体から多いことも明らかであります。そのために今度の地方税制の改正では、確かに市町村民税の法人割りの税率をアップしております。ですから、それなりの配慮というものはあつたと思われましても、今度は法人事業税を地方団体において考慮していかねばならないという事態になつてゐる。こう

いう点が一つの問題点になつておりますが、それによつて起こるいろいろな問題があります。それに対して当局としてはどういふふうにお考えになつていらつしやるか。むしろそれは地方的な立場から考えてまいりますと、今日、福祉社会の建設という問題、福祉に対する要望が非常に強い。ですから、それにこたえようとするならば、財源的に考えていくならば、当然そういった地方財源を充実するということをまず第一に考えるわけがなければならぬ、こういうふうにも考えるわけでありまして、その点所見を承つて、なお疑問があればお伺ひして、終わりにしたいと思います。

○田中内閣総理大臣 今度の減税が金持ち減税だといわれるような面もございまして、先ほども述べましたとおり、人的控除が四千六十万、給与所得控除が八千四百二十億、税率が二千二十億、税率は法人税の二千二百億と大体二倍になるというぐらひでございまして、この税率調整も人生における一番の高率投資を必要とするような、言へば恵まれない青春を待たせようという人たちに、現に一番国の生産の第一線におつて指導的立場にある者、家族の中において家長として収入の源泉となつておる人たちに、こういう人たちに對する、希望も何も求められないような者に対して、これはやはり長い将来を考えると、ここで投資の一番高い層に對して税率の調整を必要とするということ、シャウプ税制以來さん言われながらついにできなかったことに手をつけた。これは真にやむを得ない処置であるということ、これが金持ち減税であるというふうには思ひません。

中には何億、何十億という人もあるでしょう。こういう人たちは非常に少ないのであつて、これは場合によれば、今度相続税率を直すときに幾らでも手を加えられるものでございまして、そういう問題に對しては、とにかく税率というものの修正の第一歩をやつた、国民の働く意欲というものを對して一つの前を踏んだ、こういうことであつて、私は非難するべきことではないと思ひます。それで、あとは低所得者に対しては、扶養控除の

十六万円を二十四万円にしたとかいろいろなことをやりまして、約四百五十万人ばかりの納税者が減るわけですね。ですから、これはだんだん上げていけば、確かに低所得者というものを対しては優遇をするということになります。そして、あとは税を納めない人たちは、税制の中でこれをやることはむずかしい。これは先進工業国の中の税学者は、負の税制ということを言います。戻し税、これをやりまして、納税する人の意欲をまるで減殺するということで、税は税、それで、ほんとうに国家社会の連帯の責任において扶養しなければならぬというものは、一般会計があるわけですから、そういうものの中から歳出によって解決をすべきである。税制の中にいろいろな政策を織り込むと、今度は納める人がわからなくなってくるというところもありまして、税はできるだけ簡単なほうがいいということとは先ほど申し述べたとおりでございます。

それから、法人税を景気調整に使えないかというところでありまして、法人税そのものを三五%から四〇%に引き上げたということ、一年前は野党の皆さんもせめて四〇%にせよ、こう言ったものをやっただけですから、今度は相当踏み切ったというところであることは事実です。その上に土地に對しては二〇%の重課をやっている。それだけじゃなく、きょう、あす、あさってごろ、五党が協定できれば、その上になお法人の臨時所得に對しての課税を行なおう、こう言っているわけですから、これは相当なものである。それでもって、もう一つ物価抑制というものに法人税を調整用として活用する。これは確かにあります。西ドイツは法人税を一〇%重課しております。これは重課しておれば、それだけ高い品物が出るということになります。

もう一つ問題としてあるのは、いわゆる所得政策というものを實際において税の中でやるのはどうするかという、いわゆる流通税を取って、一番最後に、いま十萬円の商品券に一万円ずつ証紙を張らなければいかぬのと同じように、取引高税

式に取引高にやれば国民の購買力は落ちるということ、物価はある意味で抑制できる、こういう税の使い方はあります。また各国でもとっておりまして、とっておりまして、輸出税をとったり、法人税をとったり、付加価値税を採用したりして、その上になお所得政策をやっておつても、物価は必ずしも下がらぬというのを見ますと、簡単には乗れない、こういうところもあるわけですね。だから、そういう意味で非常に慎重だ。日本の主税局というのは相当なものだということを、私もあんなと同じようなことを主税局長と毎度やるのですが、やはりなかなか相当なものであるということとはひとつ御理解いただきたい、こう思うわけでございます。

それから、法人税率は四〇%でいいかという問題ですが、これはさっき言ったとおり、四〇%プラス土地の二〇%、その上になお臨時税というのがございまして、そこからは、実効税率が五〇%、五一%、五二%というのが全世界で一番高いですから、今度四九・四七ぐらいになるわけですから、ここらぐらいのところじゃないかな、こう思っておりますが、しかし、物価の特殊な状態もありますから、こういう問題に對してはやはり勉強していくべき問題だろう、こう思いますよ。

それから、配当課税の問題とか配当課税の問題についてはもう議論されておりますが、これは二重課税ということ、ほんとうは法人税をすんなり四〇%をのんだので配当課税の問題はちよつと二段階にしたのですが、これが三八%だったから私は配当課税に先手をつけるべきだと思つたのです。これは半年間も議論したのです。こう幾つも幾つもの一斉に怒濤のごとくやって、日本の企業がおかしくなつたらたいへんだということもありまして、やはりそれには、国民のほとんどすべてがそれに対して就職をし、その製品を使っているわけですし、國際収支がかつておるんですから、そうその議論だけではできないというんで、法人税の引き上げということで配当課税は二年でもってやろう。ただ、二重課税と言うけれども、個人は

三月十五日、分離課税でもって税を納めているか、もしくは総合課税をやっているんですから、だから、これは税を納めている、納めないにかかわらず、法人と個人との間に配当課税に對しては差があるということに對しては議論のあるところですね。これはこれから議論が積み重ねられていくところだと思ひます。

それから、地方税制につきましては、これはもう事業税の問題等がございしますが、これは問題があるのです。問題があるというよりも、これは地方で恣意によって、ということはありませんが、ただ財源対策としていろいろな税を新設すること、地方自治そのものをこわすおそれにもなるのです。これはそんな高いところに行きませんから、そういう意味で、これはやはり一律的な付加税にするとか何か、とにかくこれは税制の中で考える問題です。

ただ、ここで一言いやなことでもございしますが申し上げておきます。

国は、総定員法を通してもらひまして六十五万人が六十一万人、六十萬千人ですか、とにかく六十万人で押えているわけですよ。その間苦勞しているのに、ところが、地方行政機構の中では十万人人間がふえているのです。これでどんだんどん上がついて、局長の退職料が三千万円だ、四千万円だ、五千万円だというのがあつて、あなた方御存じでしょう。それで、そのたに事業税でも何でもやられたら、これは地方自治が第一なつていきませんよ。だから、それは国民は平等だということのために、地方の総定員も住民全部何百人に一人というぐらいの基準をつくつてからでない、地方財源確保のために幾らでも地方税をつくつていいというわけにいかぬ。これは遺憾ながいけません。そんなことをしたら、地方自治そのものがひっくり返つてしまふでしょう。ですから、それは人件費は総歳出の何%である、こう押えられれば別ですよ。そうでなくて、もう地方の行政の中でこんな差が出てくること、

これは国の中において格差をつくることだ。そういうこともありまして、地方税制の中にもいろいろ考えなければならぬ問題がありますが、事業税の問題はなかなか問題があるということとはひとつ御理解いただきたい。何でもかんでもみんなできないという反對じゃありません。ありませんが、いまの自治団体の姿をそのままに是認をし、それでそこで特別財源をどんどんとつくつていいんだ、条例によってつくつていいんだということには賛成しかねる、これだけは申し上げておきます。

○安倍委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は簡単に二、三の問題についてお伺ひいたします。

第一点は、自己資本の充実という問題を中心、少なくとも外国並みの自己資本比率に持つていくために、五カ年計画ぐらい立てておやりになるお考えはないかということでありまして。

もう一つは、うらはらになりますけれども、過剰流動性、総理もたいへん熱心に吸い上げることをお考えになつておるようでございますが、これまた、ただ貸し出し金を回収しろということだけで、やほりどの程度までは五年なら五年のうちに回収しろというところの目標を、具体的に設定する必要があるのではないかと、この点であります。御承知のように、日本の会社の自己資本というのがあまりにも少ない。考えてみると、それがまた高度成長の一つのかきでもあつたと思つて、日本の高度成長を改められて福祉中心の安定成長に切りかえようというならば、そのことが財政金融政策の中にも具体的に盛り込まなければいかぬ。そういう点で考えてみますと、間接金融と低金利政策というのが高度成長をささえる大きな柱であつた。その間接金融方式というものを、いま再検討すべきではないか。それがまた一番具体的に高度成長を抑えるかきである。

それから、日本のすべての会社がどちらかといへば過当競争でありますけれども、この過当競争

というもの、借金政策で資本が自分の資本というものでなく、借金の元利を払わなければならぬということになります。いわゆる自転車操業で常に走らなければいかぬ。大体、日本の会社というものは、名目成長二〇%近くのものでなければ会社は成り立たない、こういうことになっておるの、一方では高度成長になる、一方では過当競争になるというふうに思ふのです。

さらに、商品投機がこの間からずいぶん問題になりましたし、総理もいろいろ御苦心があるようございませうけれども、その商社に至っては自己資本率は三・四%、三千億円で九兆数千億円の商売をやつておる、こういうことではございませう、いろいろ考へてみると、いろいろの弊害というものは、この自己資本があまりにも貧弱であるということから来ておる。特に、福祉社会ということになりますとインフレが一番困るのでございませうけれども、そのインフレも実は借金をしている人には得である。債務者利益である。いま銀行が貸し出しているものが七十二兆円ありますが、もし一割物価が上がれば、もうそれだけで七兆円の債務者利益がある。これが全部大企業とは必ずしも言ひませうけれども、やはりそういうインフレによる債務者の利益というものが膨大であることが、社会的な不正といふものを大きくする。

いろいろ数えあげるとたくさん問題があります、これを改めるために、この際、政府は、自己資本比率といふものを大体外国並みに持つていくべきことを一つの目標にして、一ぺんにはできませんから、それを五カ年なら五カ年計画で埋めていく、こういうひとつ思ひ切つた具体的な目標を設定するべきではないか。同時に、貸し付け金についても回収しろということだけではなかなかできませんので、これまた五年なら五年のうちにある程度まで預貸率を改善できるような方向を考へるべきではないか。総理のお考えを承りたい。

○田中内閣総理大臣 非常に重要な御発言でございませう。昭和九年から十一年平均の自己比率は六一・二%でございませう。それが三十九年には一

九・七%、四十六年には一五・八%、四十七年には一五・三%と、しかも時価発行制度を採用してこのていたくでございませうから、ここでもって一〇%資本の自由化ということ、全くこの問題はなおざりにできない状態にあるということ、数字が示すとおりでございませう。そのかわりに、あなたが述べたように、戦後の異常だともいうような経済復興、GNPの伸びは何で起つたのだといったら、極端に言う人は、それは雑金融機関だということを言うわけでありませう。これは間接資本のウェイトが非常に高かつたということであることは申すまでもありません。

そういう意味で、政府が当初一〇%と企図しておつた民間の設備投資が、倍以上に伸びるというやうなことがやられたわけですね。そういう意味で、けがの功名のやうなところもございませう。しかし、いまの制度では配当は損金算入を認めませんし、金利は損金算入を認めておられますので、結局、企業者は間接金融、間接資本に移つて、これは、これは当然でございませう。それでしかも、これをあまりふしぎがらないといふところにおかしなものがございませう。

ですから、中には、ある例を申し上げますと、五千万円くらいの会社でボーリング場を百億借りておるものがあります。ボーリング場とか、それからゴルフ場とか、いろいろなものです。これはとにかく、もつと有名なものでも——これは実際の自己資本はあります。帳簿価格に非常に小さくても明治時代からの土地を持つておるとか、それはありますけれども、借り入れ金が資本金の百倍とか二百倍をこえて、あなたの言うやうな膨大な比率、おそろしいと思はれるものがあります。ですから、何でもかんでもデバトリ化が行なわれておるわけでありませう。

一銀行の貸し出せる額はその銀行の自己資本の二〇%をこえてはならないという規定のある国もあります。しかし、十行が貸せば一企業の資本金の十倍、二十倍を貸すことができます。企業の借り

入れ限度を払い込み資本金の二十倍にするのか、自己資本の十倍にするのか、めどをつけなければいかぬやうなことは、これは御指摘を待つまでもないのです。ですから、そういうめどをつけながら金融の正常化をはかつていく、こういうことです。

ただ、必ずしもマイナス面だけかという、プラス面もあつたわけですね。これは借り入れ金でどんどん設備投資ができますから、そうするとこれは政府の想定した倍くらいに戦後の成長ができたというプラス面もあつたわけですね。また、自己資本比率がうんと高くなつて、アメリカのやうに——アメリカはいま五三・二%ですが、こうなりますと、設備投資は自己資本においてのみしかやられぬ。借り入れ金でやるというのは日本だけあります。自己資本だけでも設備投資をやる、これは簡単にいうからといって設備投資はしませんから、成長率は落ちます。

ところが、これを借り入れてやるのですから、調整インフレという議論がありますが、間接資本のウェイトが非常に高いときには、好むと好まざるにかかわらず、調整インフレ的な気持が多々あるといふことは事実なんです。生産が拡大する、投資は大きくなる。そうすれば借りた金は、十年前に長期的に一億借りたものは、一千万円返せば——一千万円返せばいいというやうなマイナス面もありますので、だから、そういうプラス面とマイナス面を相当考へながら、私はやはり一九八五年、昭和六十年にはファイフティ・ファイブにしなければいかぬなといふことで、大蔵省とさんざん議論をしてきたわけですが、ほとんど下がつていくときに、六十年までは自己資本比率がファイフティ・ファイブにはなりませんよといふのが、これは事務当局だけじゃなく、世の識者もそうなんです。

いまいいのは、大蔵大臣が締めようと思へば、あなたの言われるとおり、昭和十七年設定の日銀法がありますし、がちつと締まる。自己資本比率

がうんと上がつていまして、大蔵大臣が締めようと思つても締まらぬ。そういうプラス面もある。しかし、まあ総体で考へて、自己資本比率が低いといふことはマイナス面のほうが多い。これは御指摘のとおりだと思ひます。

そういう意味においては、やはり国民的な理解を得ながら自己資本比率を上げなければいかぬ。だから、今日の段階において、勤労者財産形成といふやうなものは土地と自社株に結びつくやうに、そういう前提であつた五万円、十万円というの伏線もあるわけですね。ですから、いろんな政策の中で、やはりこういう目標でこういう政策をとるのです、これは限定的にこうですと言へば、国民の理解を得られると思ひます。自己資本比率が一五%台であつて年々一%ずつ減つていくなどということは、先進工業国として、とても国際活動にはたえない状態であることは御指摘のとおりです。

○竹本委員 いま総理も言われましたけれども、確かに借金政策でいくということには、便利な点、プラスの面もあります。しかし、これまた総理も言われたやうに、いまの段階ではマイナスのほうが多いといふことも事実のようでございませう。ぜひひとつファイフティ・ファイブに近づいていく、ファイフティ・ファイブをねらいにして、ある程度具体的な努力目標をつくり、御努力を願ひたい。設備投資主導型の時代が一応終わったもので、それから、設備投資に借金政策は一番簡便であるといふことは、あまり大きな根拠にはならない。むしろ逆に、いまのインフレが社会福祉を混乱させておるといふことのほうに大きな問題があるわけですから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。要望を申し上げておきます。

次は、租税特別措置法の八十九条、九十条で、御承知のやうに、今回は自動車に関する税金を倍にするということに大体なつております。これはもう申し上げるまでもありませんけれども、自動車産業といふのはわが国の総合工業の代表的なチャ

万台をこえて七百万台に近づこうということになつておりますし、また、そのうち二百万台は輸出するということになつて、従来は輸出産業といえは三大花形、船と鉄鋼と自動車ということになつておる。そういう関係もありまして、従業員も、直接の製造、販売にタッチしておる者だけでも百三十五万人くらいになりますし、また関連産業を入れば、まあ数字のとり方ですけれども、三百四、五十万にもなる。こういう重大なウェイトを持つておるわけでございますし、また、われわれの日常生活、あるいは中小企業その他の日常の事業、仕事ということから考えてみても、自動車は必需品であります。今度は自家用というものでないふねらい撃ちをしてきておるわけでございますけれども、たとえばトラックのごときは、九百八十万台のうち九百四十万台までは自家用という形にカテゴリーはなつておる。そういう点を考えてみると、今度の税金をかけるということが影響するところは、量的にも質的にも、非常に大きいということが第一であります。

第二は、時間があるからとて申し上げますが、最近の不況の問題であります。先般来、どの自動車メーカーも相次いで値段を引き上げました。そこへ今度の短期決戦、引き締めということが浸透してまいりましたので、不況感もこれあり、最近における自動車の販売というものは非常に激減をしております、特に三月上旬のごときは、国内の販売台数は六割減なんです。この間までは、たとえば十二月には三百万台くらい売れたものが二月には二十万台売れなかつたというところで、この場合でも三七％落ちておる。すなわち、四割落ちておる、五割落ちておる、今度は六割落ちておる。この先いづれその調子で減っていくかどうかわかりませんが、しかし、現に四割、六割というふうに販売台数が激減をしております。

そこで、自動車会社としては、これを切り抜けるためには輸出以外にない。幸いにして為替レイトも二百六、七十円に見ておつたやつが三百円に

なつたということで、これに乗じてひとつ大いに輸出を二十万台くらいいふやうなふうな計画されておるとわれわれは聞いておりました。ところが、アメリカのほうでも、御承知のように、油ショックで大型自動車の売れ行きは、大体、三割あるいは四割ぐらい落ちておるのですね。アメリカ自身が今度は、小型に切りかえようということに油の関係もあつて考えておるようですけれども、切りかえるには一、二年あるいは二、三年かかります。その虚をついて日本の自動車は小型専門だから大いに売り出そう、こういうふうにして、私もその点でむしろ自動車の輸出から秋になれば日本の経済が回復してくる、あるいは設備投資も動き出すというふうに期待をして見ておりましたところが、最近アメリカのUAWといったような自動車労働組合のほうから先手を打つて、小型が日本から入ってくるやうだ、これを押えるやうな議員立法をやらせろということ、組合長が声明を出しておるというやうな状態で、内でも売れない、外にも切り抜けられないというところで、内憂外患ともども襲つてきておるところへ持つてきて今度の税金、こういうことであります。

したがいまして、税金をかけられる前すでにトヨタや日産のやうな代表的なところでもショックを受けて、今度の経常利益というものは、大臣御承知のように、半分もしくは四分の一という驚くべきショックな結果が出ております。そこへもつてきて今度の追い打ちをかけるということのございますし、われわれ雇用不安ということも大事に考える立場から考えてみまして、これは御承知のように、二交代制を一交代制に切りかえ、それから残業はやめて超過勤務もなくなつて、そのための収入も二、三万円減というふうにいわれております。さらには、臨時休業をやつておるところも出てきておる。惨たんたるやうな状態でございしますが、そこに今度の税金が、重量税のごときは大体二倍ということはいくわけですが、そこで、総理にお伺いしたいのは、もともと自動車重量税というものは石油ショックがこれ

ほど深刻でないときに考えられたものであり、あるいは今回の増税というものは、これほど自動車産業等にショックを打撃を与えるということとは前提になつていないと思ふのですね。そこで、事情変更の原則というのがありますが、こういう石油ショックで重大な打撃を受けて、企業として成り立つかどうか危ぶまれるやうな段階に、なおかつあつて税金を増税で二倍にしていくということが政治的判断として妥当であるかどうか。

この際は何らかの便法を講じて、少し事情が落ちつくまでは、この増税案についていろいろ是非の議論がありましても、少なくとも業界にある一つの見通しがつくまでは、そういう倍の税率、何千億の税負担ということを一ぺんに強要するということは政治的な配慮をすべきではないか。

たとえば、政府でも、標準価格の決定を急いでくださいとわれわれが主張しておりますけれども、政府は、石油の値段あるいは入る量その他内外の条件が不安定だから標準価格をきめるわけにはいかない、行政指導でいこうと、これは一つの事情の流動性というものを配慮した政治的な結論であると思ひますが、標準価格についてそれほど事情の流動的なものを取り組んで考えるというならば、この自動車税の増税についても、そういう事情を考慮すべきではないか。内外いろいろありますが、この際は前提になつていない予想以上の不況が押し寄せておるといふところに増税を持つて

いって、自動車産業というものが国の代表的な総合工業が企業として存立を問われる重大な時期に、それを急いで従来どおりの考え方であつていかなければならぬかどうか、政治的考慮をされるお考えがあるかどうかという点だけお伺いをいたしたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 自動車産業が急速な変化を見せておるといふことは承知しております。私は昭和二十年代から自動車や道路の状況をずっと見てきておるわけでございますが、道路三法が公布された昭和二十八年に、自動車問題というのは国会両院で議論されたわけでありまして。

戦後、自動車はほとんど壊滅状態になつたということで、保有台数百三十五万台ということでございしましたが、これが四十七年に二千三百三十七万台、四十八年には二千五百九十四万台、年間の増加は四十七年から四十八年には二百五十七万台ということでございます。現在では、四十九年度を迎えようとしておる現在でございますから、大体二千六百万台に保有台数はなつておると思ひます。

いままでは日本がコンベンア式、オートメーション式に自動車をばんぶんくりまして、世界では非常に脅威だと思はれるぐらい自動車産業は急激に伸びたことは事実でございます。安からう悪からうといわれておつた日本商品の中で、自動車だけはよからう安からう、安からうよからうということと全世界に出て、ヨーロッパなどはこのためにたいへんな打撃を受けたということは御承知のとおりであります。それがいま急激に自動車の売れ行きが落ちておるといふことも承知しております。承知しておりますが、おとし、去年は異常に国内に売れたということでもあります。また、アメリカなどに対しても、もう間に合わない。アメリカは日本の車に対して輸入制限をするといつておるのに、日本の出先は政府に対して訴訟を起して、とにかく割り当てをふやせというぐらいに売れ行きがよかつたわけでございます。

それが今度、この石油ショックということで、国民の買い控えということもございまして、がた落ちになつておる。がた落ちになつておるのです。世界的に見て必ずしもがた落ちになつていないのです。いままで異常に伸びておつたものがノーマルな状態になるだろう、こういうことでございます。

自動車とん税として引き上げられるものは七百九十億円ということでございます。この税がいま問題になつておることも承知しておりますが、自動車産業そのものはもう少しの推移を見ないと、なかなかすぐどうしようかというやうな問題ではないと思ふのです。それはとん税というやう

界的シエアで見えて一体どういふふうなウエートを

いうようなことで、ひとつ御採決賜わらんことを

驚いたのです。私が大蔵大臣のときに、最後に一つ私企業の再建という問題に関与しましたが、こ

10

○安倍委員長 法人税法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党、公明党及び民社党を代表して山田睦目君外二名より修正案が提出されております。

法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○安倍委員長 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田睦目君。

○山田(睦)委員 私は、提案者を代表いたしまして、ただいま提示されております法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨と内容を申し上げます。

案文は、すでにお手元に配付してございますので、その朗読は省略させていただきます。

この修正案は、中小法人の税負担の軽減をはかるため、その軽減税率の引き下げ等を行ない、あわせて大企業にきわめて有利な配当課税措置等を廃止しようとするものであります。

まず、資本金一億円以下の中小法人については、現行では三百万円以下の所得に対して二八％の軽減税率が適用されており、今回の政府の改正案においてはその適用範囲を七百万円以下の所得に広げておりますが、租税力のきわめて弱い中小法人にとってこれではまだ不十分でありますので、税率をさらに五％引き下げて、二三％とすることとしております。また同様の趣旨から、公益法人及び協同組合等の現行税率二三％を一八％に引き下げることにしております。

次に、受け取り配当の益金不算入制度であります。これは法人税制に基づく二重課税防止の見地からつくられたものであります。しかしながら、大法人の株式投資が増大し、その持ち株比率がきわめて高くなっている現在におきましては、もはやこのような考え方は通用せず、いたずらに

大企業に有利な制度となっておりまして、これを廃止し、配当金はすべて課税所得の中に含めることとしていたしているのであります。

また、法人の寄付金につきましては、一定限度の範囲内で損金算入が認められることとなっておりますが、資本金等の増加によりその限度額が相当巨額となり、法人の寄付金支出を容易にしております。そこで、修正案においては、資本金基準及び所得基準をいづれも大幅に引き下げて、適正な限度といたしております。

次に、われわれは、今回の租税特別措置法の一部を改正する法律案に反対するものであります。特に支払い配当軽減税率について四％程度の引き上げをはかっている改正事項には、強い不満を覚える次第であります。すなわち、この制度は、当初の目的である法人の自己資本の充実に何ら貢献せず、いたずらに大企業の税負担を軽減する役割りしか果たしていないからであります。そこで、法人税法改正案の附則の修正により、租税特別措置法の一部を改正することとし、この配当課税制度を全廃することとしております。

また、交際費課税の強化につきましては、資本金基準の引き下げだけでは不十分と考えられますので、四百万円の限度を三百万円に引き下げ、損金不算入割合を九〇％に引き上げることとしております。

なお、同措置法で定められている特定医療法人の税率につきましても、前に申し述べました法人税率の引き下げと関連して、二三％から一八％に引き下げることにしております。

以上が修正案の概要であります。

何とぞ、御審議の上、御賛成賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○安倍委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○安倍委員長 これより各原案及び法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案を一括して討

論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。小泉純一郎君。

○小泉委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案にかかる法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案に反対の意向を表明するものであります。

〔委員長退席、松本(十)委員長代理着席〕

今回の所得税法等改正案におきまして、まず第一にあげるべきは、給与所得者に対する大減税であります。すなわち、人的控除の引き上げ、給与所得控除の大幅な引き上げ及び税率の緩和により、初年度実は一兆四千五百億円という通常の年の五倍にも達する大規模減税を実施することになっているのであります。

改正による課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合は平年分で現行の百四十九万四千円から百七十七万七千円に引き上げられ、西欧諸国はもちろんで、米国のそれをはるかにこえる高い水準に達しております。したがって改正案は、従来からのサラリーマン減税についての強い世論に積極的に対応したものであるといえるのであります。

次に、各所得控除の内容であります。人的控除のうち扶養控除の八万円という大幅引き上げは、扶養親族について教育費のかかることを考慮したものであり、老人扶養控除の九万円の引き上げは、社会福祉の見地からの配慮であり、給与所得控除で五十万円の最低控除額を定めたことは、未成年者に税金がかからないようにするための努力のあらわれであって、いずれも適切な措置と認められるのであります。

なお、給与所得控除について、控除限度額の頭打ちをはずしていることは、この控除を必要経費の概算控除と認識する以上、給与所得と他の所得

とのバランスをとる意味において必要な措置であると考える次第であります。

さらに、現行の課税所得二千万以下について税率の緩和をはかっていることは、毎年の所得増とそれに伴う所得控除の引き上げで累進構造がいびつになつていくところを是正するものであって、この大幅減税の機会にそれを実施するのは時宜に適した改正であると考えられるのであります。

その他退職所得について、特別控除額の引き上げにより勤続三十五年の場合の非課税限度額を一千万円に引き上げること、白色申告の場合の専従者控除を大幅に引き上げること等いずれも必要な措置であります。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕

次に、法人税法改正案であります。法人税の基本税率四〇％への引き上げは、法人の税負担の適正化をはかる見地から時代の要請にこたえたきわめて適切な措置であり、さきに申し述べました給与所得税の大幅減税と並んで、本年度税制改正の二大重点事項の一つといえるものであります。

しかも、中小法人につきましても、一般的な増税にもかかわらず軽減税率を据え置きとし、さらにその適用所得の限度を三百万円から七百万円に引き上げておりますことは、その適用範囲を大きく拡大することとなり、中小企業に対する配慮は十分に尽くされているのであります。

また、昨年度及び一昨年度に引き続き同族会社の留保金課税について、その定額控除額の引き上げを行ない、一千万円に倍増させていることは、広範囲にわたって中小企業法人の税負担を軽減し、その内部留保の充実をはかるものとして重要な改正であります。

そのほか、中間申告書の提出不要限度を十万円に引き上げること、政令改正により金融機関の貸し倒れ引当金繰り入れ率を千分の十に引き下げること、賞与引き当て金について引き当て額の計算の合理化をはかっていること等いずれも実情に即した妥当な措置といえるのであります。

次に、租税特別措置法改正案におきましては、まず法人税の配当課税率について引き上げを行なっておりますが、これは基本税率の引き上げと同様にきわめて重要な改正であります。

また、自動車関係諸税、すなわち、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の引き上げは、現在の石油情勢のもとにおいて資源の節約と消費の抑制をはかることに、道路財源を充実するものとして、当を得た措置であると考えます。

さらに交際費課税について、損金算入の資本金基準の引き下げを行なっておりますことは、問題となっておりまして大企業の社用支出を抑制し、世論の強い要請にこたえるものでありますから、交際費課税強化の顯著な前進と考えられるのであります。

また、勤労者財産形成貯蓄について、その非課税限度額を大幅に引き上げ、また住宅貯蓄控除の限度額を引き上げておりますことは、今日の課題である勤労者財産形成政策を推進する意味において、時宜に適したものであります。

そのほか、公害対策、中小企業対策、農林漁業対策、宅地対策等のための所要の改正は、いずれも妥当なものであると認められます。

次に、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかかる修正案について申し上げます。

法人税における中小法人の軽減税率の引き下げ等につきましては、今回は基本税率等の引き上げを行なう時期であり、軽減税率についてもその適用範囲の拡大をはかることとしていたものでありますから、政府原案のとおりでよいものと考えます。

次に、配当課税制度の廃止は、その影響の大ききから見て慎重に検討すべきものであり、受け取り配当等の益金不算入制度の廃止につきましても、二重課税の問題についてさらに検討する必要がありますが、単なる考え方の転換だけで廃止を行なうべきものではないのであります。

また、交際費課税の強化は、政府原案で十分であり、修正案は中小企業者に多大の犠牲をしいることになり、反対であります。

さらに、寄付金の損金算入限度の引き下げにつきましては、元来寄付金は会社経営上必要なものであり、その限度は現行ぐらゐが適当と考えられますので、引き下げに賛成するわけにはいかないものであります。

以上申し述べました理由により、私は三法律案に賛成し、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかかる修正案に反対するものであります。

(拍手)

○安倍委員長 塚田庄平君

○塚田委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました政府提案にかかる各原案に対して反対し、日本社会党、公明党、民社党の共同提案の修正案に賛成の討論を行なうものであります。

政府がいわゆる二兆円減税として提案しております所得税法の改正案の内容は、一口でいえば、勤労大衆、低所得層には重く、高所得層、資産所得者には軽いという現行所得税制の欠陥を正すものではなく、現在の矛盾をさらに拡大するものとなつてゐるのであります。

すなわち、給与所得者の標準世帯の課税最低限を来年度百五十万円に引き上げることをもって、欧米水準に比較しても低くなく、低所得層には大きな減税効果があるとしても主張していますが、勤労者の生活実態から見れば、依然として税負担は重いことに変わりはないのであります。四十八年家計調査の五分位階級別収入の第一位の実収入相当額が四十八年度の課税最低限であり、課税最低限と生活費との関係をあいまいにした状態で、引き上げ額を誇大に宣伝するのは国民を愚弄するものであります。租税原則、特に所得税の課税において、は応能原則こそ厳格に守られなければならない、その具体化としての生活費非課税の原則がいまこそ確立されるべきであります。

年収百五十万、月収十二万五千円をこえると所得税がかかるといった水準は、やはり第一位の実収入に当たるものであらう。賃金引き上げは狂乱物価のあと追いつけしかなか、その上に課税最低限も低いとなれば、決して勤労大衆の税負担の軽減にはならないのであります。

第二には、その減税方式がきわめて不公平なものであり、高所得者ほど減税の恩恵は大きいこととであります。

給与所得者の不当な源泉徴収制度に対する戦いの中で、給与所得者にも必要経費を認めよとの要求を逆にとり、一方で現行給与所得控除の性格を明確にすることなく、給与所得控除にいうところの青天井を設けるというのは、まことに悪質な税制改革と断言せざるを得ないのであります。しかも、税率緩和を三千万円層まで広げるといった二重の反勤労所得減税を実施するものとなつており、このため、一千万円の給与所得者は九十一万円、二千万円の者は四万五千円の減税を受けることになるのであります。この減税の不合理な一面をいへば、前者は国から九%の利子を受け、後者は二%強の利子を受けたともいえるのであります。富める者には多く、乏しい者にはより少なく、文字どおり高所得者にとって、青天井の重役減税方式なのであります。

第三には、物価上昇は政府見通しの九・六%ではとうていおさまらず、各目所得の上昇が実質所得の上昇とならない事例はすでに四十八年の勤労者の実質賃金四%減との報告に見られ、この傾向は四十九年にも継続することは明らかであります。実質賃金は下がり、他方で税負担は高まるのは必定であり、この減税案では低所得層ほど物価調整減税すら受けられなく、ましてや実質減税とは無縁なものとなるのであります。

政府の所得税改正案は、このような重大な問題点を持つており、賛成できず、野党四党共同提案している所得税の特例法案の成立こそ、現在勤労大衆の要望している減税案なのであります。

次に、法人税法につきましても、いま、わが国税制改革の主要な柱となつてゐる企業課税のあり方、法人重課の基本認識を欠き、企業界の声を聞かれる国民の激しきにも耳をかすことなく、企業第一、財界率仕の改正案となつており、

全く容認できないのであります。

欧米諸国の法人の実効負担率がそれぞれ五〇%前後であるのに比較し、わが国は四五%の低さにあつたのを、曲がりなりにも基本税率を四〇%に引き上げ、実効税率も四九%にするとしていますが、実質負担率は、配当課税措置あるいは特別措置によつて資本金百億円をこえると政府試算でも三五%前後となるのではないかと、こう考えておるのであります。

今回の改正内容に即しても、昭和三十六年の高度成長型税制から生まれた軽減税率の存続を認め、その限りでは高度経済成長路線上の法人税制であり、経済政策の転換の欺瞞がここでも暴露されてゐるのであります。総需要抑制の中軸は、企業の過剰資金を吸収することであり、そのための法人税制が必要とされておき、四〇%への税率引き上げだけで企業優遇税制が免罪されるものではないのであります。

この点で、政府が当初要求した配当課税税率三〇%への引き上げが、財界の圧力で一年間だけとはいへ二%押し下げられたことは、政府から財界への減税、財界が力で奪い取った減税にはかならないのであります。その減税額は数百億円は下らず、しかも大企業になればなるほど配当性向が高いのであつて、この二%減税は大企業本位のものであります。

インフレ物価、殺人物価の中で生活を圧迫されているインフレ弱者救済のため、政府は生活保護世帯など約七百万人を対象にインフレ手当を百二十億ばかり支出するといわれています。一人約二千円にしかならないのです。企業への奉仕ではなく、低劣な社会保障制度のもとで呻吟している人々にこそ、政府はあたたかい手を差し伸べるべきであり、それ以外の税制の利用は許されないのであります。財源がないのではなく、あるところから取り、求めるところに与えない誤れる税制の運用、所得再分配機能の悪用が、社会の不正をもたらしつてゐるのであります。

中小企業の税率を据え置いたといつても、経済

政策、税財政政策の観点からではなく、全くの政治的対策が優先した措置にすぎないことは明白な事実であります。

かかる法人税法の改正案には賛成できるものではありません。

租税特別措置であります。それが隠れた補助金といわれ、税負担の公平を乱すだけでなく、現在その項目は百五十二を数え、税務当局ですらその実態を完全に把握できず、それだけに企業にとってはメリットのある減免税制度なのであります。安易な、しかも企業重点の特別措置は全廃の方針をとるよう要求してきているにもかかわらず、従来の路線を踏襲しているのではありません。

四十八年度に期限到来で本来廃止すべき特別措置が二十九種、そのうち廃止に踏み切ったもの四種、単純延長が二十種、拡大延長五種と、特別措置温存の姿勢は改まっておらず、減免税額は実際費特別による増税分を除き七千二百七十億円の巨額に及んでいるのであります。中でも、税制調査会で税制改正作業過程ではその廃止が答申されるかの様相を呈しながら、結局は次年度以降に繰り越され、かつ不公平税制の典型でもある社会保険診療報酬の特例措置で千五百億圓も一握りの集団に減税の特典が与えられていたり、あるいは配当所得課税の特例によって四百九十億圓も減税を行ない、配当所得だけの四大家族では年収三百五十七万圓まで所得税はかからない不公平をもたらしめているのであり、かかる社会的正義は許さるべきものではありません。

企業関係の特別措置は内部留保の充実、企業体質の強化、技術の振興などから、環境改善、地域開発、資源開発などにその内容を移行させてきていますが、四十七年度末の準備金残高は一兆六千億、期中積み増しは二千三百億で、特別償却と合わせると約六千億、税額で二千二百億の減税を行なっているのではありません。

実質的な特別措置である貸し倒れ引き当て金、退職引当金、四十七年度末残高は四兆圓をこえており、企業の合法的遁脱は膨大なものになっ

ておるのであります。

今回の租税特別措置法で、自動車関係諸税の引き上げを二年間の暫定措置として行なうのは、現在の第七次道路整備計画が日本列島改造計画に組み込まれているものであり、道路中心の公共事業投資に固執した政策の推進のあらわれと、この見ざるを得ないのであります。すみやかに撤回することを要求いたします。

また、貯蓄の奨励、勤労者財産形成、住宅対策として、非課税限度額の引き上げ、控除の拡大を行なっており、勤労者の貯蓄額、住宅取得の困難さを考えると、本来政治が責任をもつて行なうべき行政を個人の責任に転嫁するという危険な税制の姿があらわれてきていることに注意しなければならぬのであります。

福田大蔵大臣みずから、土地成金の発生と法人の土地投機に道を開き、国民には一段ときびしい物価高と住宅難をもたらした土地税制に対しては手を触れることなく、これまた次年度以降に持ち越すなど、二重にも三重にも租税特別措置の制度を悪用しているのではありません。

これに對しまして、社会党、公明党、民社党提案の修正案では、法人の受け取り配当の益金不算入制度の廃止を主張しておりますが、これは法人擬制説から法人実在説的な考え方をとり、法人の受け取り配当も課税の対象とすべきものとするもので、法人の持ち株比率が高まり、法人独自の税負担能力に立った法人税率のあり方を検討すべき今日、当然の修正事項というべきであります。

以上申し上げた理由から、政府提案にかかるとる諸原案に反対し、日本社会党、公明党、民社党提案にかかるとる修正案に賛成して、私の討論を終わります。(拍手)

○安倍委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提案の所得税法、法人税法、租税特別措置法三法の各一部改正案につき反対、日本社会党、公明党、民社党共同提案の法人税法の一部修正案に賛成の態度を表明し、討論を行ないま

す。政府が広範な国民の要望を無視して石油製品再

値上げを実施した今日、国民の前には米騒動時にも匹敵する未曾有の物価値上げによる生活の危機が迫っているのではありません。このような現在の緊急政治課題の一つは、未曾有な物価上昇を抑えること、そして生活破壊にさらされている国民、とりわけ経済的弱者を救済することにあることは全く明白であります。このようなときに、経済政策の重要な柱の一つである租税政策は、この緊急課題を遂行して国民の期待にこたえるものでなければなりません。しかし、政府提案の租税三法改正案は、依然として大企業と高額所得者優遇の税制を維持しあるいは強化して、国民の期待に背を向けているのであります。

この国民の期待にこたえる道は、わが党を含む野党四党が提案している昭和四十八年分の所得税の臨時特例法、昭和四十九年分の所得税の臨時特例法の各法案をすみやかに可決し、年度内減税を実行し、昭和四十九年度においても真の大衆減税を実行することであり、わが党はこの実現を強く要請するものであります。

次に、政府提案の各案に反対する理由について申し上げます。

所得税法改正案について、第一は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除がそれぞれ二十四万円というきわめて低い額に抑えられたこととあります。このため、白色事業所得者の四大家族の課税最低限は約百万円程度であることに示されているように、生活費に大きく食い込む課税が何ら改善されていなければ、すさまじいインフレ下での貨幣価値の著しい下落を考へるならば、生活費に食い込む課税が一そう強化されているのであります。

さらに、給与所得控除について、若年勤労者の減税対策としての五十万円の最低控除額と引きかえに、高額所得者に対する従来の頭打ち制度を廃止しようとしているのであります。これが実現されるなら、たとえば、二千万円収入のある人は

三百五十万円の控除額、収入三千万円の人では四百五十万円の控除が行なわれることになり、高額所得者には税制上独身者の生活費とされている基礎控除額の十倍から二十倍もの必要経費が認められるという、全く不当なことが承認されるのであります。しかも、政府は、高額所得者にこれだけ必要経費を認めるといつていながら、何らの実態調査もしていないのであります。したがって、このような高額所得者の給与所得控除は虚構であり、サラリーマンの必要経費の概算控除という制度の趣旨も踏みにじるものといわなければなりません。

第三に、税率緩和についてであります。これが所得税の基本的使命である高度累進制に逆行するものであり、給与所得控除の頭打ち廃止とあわせて、所得税制の応能負担の原則に反するものであります。

以上述べてきたような要因によって、今回の減税は高額所得者に集中し、低額所得者にはその効果が薄く、重役減税、高額所得者優遇の減税であるといわなければなりません。

次に、法人税法、租税特別措置法の各改正案についてであります。

企業課税については、国民が強く求めているのは、減税効果が企業に集中している引き当て金、準備金、特別償却などの特権的減免税を廃止して大企業の横暴の主要な原因である過剰資金を吸収し、悪徳商法で荒かせをした不当利益を吐き出させるために大企業に適正な税負担を求めることにあるのであります。しかるに、政府は、この国民の要求にこたえようとしていないのであります。

第一に、全く実体がなく利益隠しの役割しか果たしていない価格変動準備金、貸し倒れ引き当て金などを存続し、公害防止準備金は対象業種の拡大、さらに物価狂乱に主要な役割りを果たした商品取引所の会員にだけ適用される商品取引責任準備金の期限の延長、旧重要合理化機械の特別償却の対象設備が半数を占める無公害化生産設備の

特別償却の対象の拡大、為替差損の救済策の強化などが行なわれると同時に、配当課税制度をもそのまま存続させていることでもあります。

また、法人税の基本税率の改正について、大企業の税負担は課税所得が増加されなければ税負担は強化されないであります。具体的にみるなら、たとえば、昭和四十八年上期決算において新日鉄は、引き当て金、準備金の積み増しと特別償却だけで六百十九億円も利益隠しを実施しているのであります。

さきに述べたように、引き当て金、準備金、特別償却、配当課税措置などが存続あるいは強化されたことにより、大企業の利益隠し、すなわち課税所得の恣意的縮小の道が残されたままの基本税率の引き上げは、大企業の実質税負担を高めることにはならないだけでなく、国民に対して大企業の増税を実施したような印象を与え、大企業の横暴と反社会的行為を免罪する効果を持つ以外の何ものでもありません。

以上、政府案は、同族会社に対する課税の軽減というきわめて限られた改良はあっても、大企業の特権的減免税の大部分が維持され、強化されていることに重点が置かれており、それは東京都の調査で明らかにされているように、法人税は逆進進であるという大企業優遇税制がむしろ強化されているのであります。

わが党は、このような改正ではなく、資本金十億円以上の大企業の特権的減免税を廃止し、法人税率も四三％以上に引き上げ、中小法人の税率を五％引き下げて累進税率を取り入れ、大法人に適正な税負担をさせることを強く要求するものであります。

最後に、揮発油税、地方道路税、自動車重量税の増税は、中小業者の営業にとって不可欠なライトバン車などに一・四倍の引き上げが行なわれる。明らかにこれは大衆課税の増税といわなければならない。

ことに今回、石油製品価格の値上がりで物価高騰に一そう拍車をかけ、国民生活が危機に直面し

ているとき、自動車、石油関係諸税を引き上げること、物価引き下げを願う国民要求から見ても相反するものといわなければならない。

なお、日本社会党、公明党、民社党共同提出の法人税法一部修正案は、受け取り配当の益金不算入制度の廃止、中小企業の軽減税率の引き下げなど、わが党の政策に沿うものであり、賛成いたします。

以上、政府案三案に対する反対理由並びに社会党、公明党、民社党共同提出の法人税法一部修正案に対する賛成の理由を述べて、共産党・革新共同を代表する討論を終わります。(拍手)

○安倍委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 私は、公明党を代表して、政府提案による所得税法の一部改正法案、法人税法の一部改正法案、租税特別措置法の一部改正法案について反対し、野党三党共同提案による法人税法改正案に対する修正案に賛成の討論を行なうものであります。

異常ともいえる物価高騰の中で、来年度税制改正に要請される課題が、大幅減税によって国民の税負担を軽減し、同時に、税負担の公平化を実現することであったことは周知のとおりであります。国民生活、福祉優先の福祉型税制への転換は、当面の急務であるはずであります。にもかかわらず、昭和四十九年度税制改正がその要請にこたえなかったことはきわめて遺憾といわなければならない。

まず、所得税法の一部改正法案についていえば、石油危機等のおりを受けて実現が危ぶまれているといわれる二兆円減税の構想が何とかが目の前に見えてきた。しかしながら、その内容は、課税最低限を夫婦二人の四人世帯で初年度百五十万円まで引き上げたにすぎず、この程度の減税では、年度内減税が見送られたばかりか、現在の異常ともいえる物価高騰にきびしい生活を余儀なくされている国民生活を配慮したとはいえないのであり

ます。しかも、来年度は、米価、国鉄運賃、医療費、バス等公共料金の引き上げが予定されており、その政府主導のインフレ、高物価によって、今回の所得税減税が全くの焼け石に水ともなりかねないのであります。

さらに指摘しなければならぬことは、今回の所得税減税において年間所得三千万円前後の高額所得者にまで累進税率を緩和し、給与所得控除の上限をなくし、年収六百万円をこす高所得者に一挙に一〇％を控除するといういわゆる重役減税、金持ち減税がまかり通ってしまったことでもあります。これでは高所得者ほど税負担が低下している逆進の傾向をさらに助長し、税の不公平をますます拡大するものといわなければならない。むしろ、ことしこそ、中、低所得者に重点を置いて、下に厚い所得税減税を実現すべきであったのであります。そういう意味で、先日の野党四党共同提案による所得税の臨時特例措置こそ実現すべきであります。

次に、法人税の一部改正法案、租税特別措置法の一部改正法案について申し上げます。

わが国経済は、高福祉社会実現のために、今日ほど民間設備投資主導の成長から生活環境資本や社会保障充実のための財政主導の経済へと転換を急がなければならないときではないのであります。そういう意味で、欧米諸国に比べて著しく低水準にあり、しかも、これまで高度成長、生産第一主義の中で優遇し続けてきた大企業の法人税の負担の強化こそ実現しなければならないわけであります。

しかるに、政府は、口では経済政策の転換を言いつつ、円切り上げのときと同様に、石油危機の発生で極端な不況の前宣伝をし、法人税増徴を中途半端に終わらせてしまっております。法人税負担の現状が、資本金一億円前後以下の中小企業よりも資本金百億円以上の大企業の方が少ないという法人税負担の逆進的実態からいっても、さらに減価償却費や受け取り配当など特別措置によって大企業が想像以上に手厚い保護を受けてい

ることからいっても、大企業法人税率は少なくとも四二％以上に引き上げるべきであったのであります。

さらに、配当課税措置については、その目的とする自己資本充実は、充実どころかむしろ低下の一途をたどっており、その実情からいっても、配当分についても基本税率に一本化するべきであります。にもかかわらず、基本税率は四〇％にとどまり、配当分については当初の一年間は二八％、その後は三〇％にとどまっていたことはきわめて遺憾であり、今回の法人税法の一部改正に納得しがたいところであります。

また、わが国経済の高度成長が大企業優先の租税特別措置によつてはかられた反面、企業と給与所得者、大企業と中小企業の間には大きな格差をもたらしたことは明らかであります。

わが党は、かねてより現行税制の不合理の根源ともいえる租税特別措置の徹底的な洗い直しを主張してまいりましたが、今回それが一向に見られず、利子、配当所得に対する優遇措置、法人の受け取り配当に対する減免措置をそのままにして、大企業優先、資産所得者優遇の不公平税制を温存してしまつたことは、きわめて遺憾であります。

最後に、三党共同提案による修正案は、中小企業の法人税率を引き下げ、配当課税措置と受け取り配当の益金不算入制度を廃止するほか、寄付金の損金算入限度の引き下げを行ない、交際費課税の一そうの強化をはかることとしておりますが、いずれも適切な措置と考えられるのであります。

以上の理由により、租税三法改正案に反対し、野党三党共同提案による修正案に賛成の討論を終わります。(拍手)

○安倍委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法、法人税法及び租税特別措置法の各一部改正法律案に反対、社公民三党提案にかかる法人税法の一部改正法律案に対する修正案に賛成の討論を行なうものであり

ます。

今回の所得税減税は、初年度一兆四千五百億円を減税するという大型減税であり、量的には一応評価されるのでありますが、質的、内容的には賛成したしかねる点が多いのであります。

すなわち、政府案においては、給与所得控除額の限度額七十六万円の頭打ちをはずして、いわゆる青天井の制度をつくる。また三千万円、二千万円の所得階級には非常に厚い減税をやる。これらのことは明らかに高所得者優遇の減税であります。

次に、法人税法改正案については、基本税率を四〇%へ引き上げたことは、法人の税負担の適正化をはかる見地から一応評価するものであります。が、支払い配当の軽減制度や受け取り配当の益金不算入制度等、法人税制の基本的な問題について、いまだ十分な検討が加えられておりません。また収入が多い、あるいは急にふえた法人に対する税制のかまが十分にできておりません。このことは、問題の臨時利得税の必要が叫ばれるゆえんでもあります。法人税全体についての総合的な検討が必要であると思ひます。

さらに、租税特別措置法改正案につきましても、すでに社会党、公明党の皆さんの論議された点については全く同意であります。ただ、自動車関係諸税、すなわち揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率を一斉に引き上げること、これは自動車のユーザーとメーカー、それに自動車関連の中小企業にも深刻な打撃を与えるものでありまして、これは取りやめるところから税を取るというやり方であつて、非常に遺憾であります。特に、今日のように経済情勢が全く一変したときに、何らの政治的な再検討を行なうことなく原案を強行するというには問題があります。

わが国の交通基本政策もいまだ確立されておらず、また、道路整備計画そのものの再検討も論議されておるような段階において、さらにいま申しました不況深刻化の今日の情勢の中で、多くの自動車関係諸税も一斉に引き上げるといふことは、

本末転倒といわなければなりません。

以上の理由によりまして、政府提出にかかる租税三法の原案に反対するものであります。

社公民三党提案にかかる法人税法の修正案につきましては、中小法人の税負担の軽減をはかるために税率をさらに五%引き下げる、あるいは交際費課税を強化する等、まことに時宜に適した妥当な措置でありまして、賛成であります。

以上、政府三原案に対しては反対、社公民三党の修正案に対しては賛成の意向を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○安倍委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより順次採決に入ります。

まず、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○安倍委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、山田趾目君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○安倍委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○安倍委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

とおり可決いたしました。

○安倍委員長 ただいま議決いたしました所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して森美秀君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。

山田趾目君。

○山田趾目委員 ただいま議題となりました所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表し、私よりその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を申し上げます。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、左記事項につき、十分配慮すべきである。

一、医療費控除については、いわゆる足切り限度額を昭和五十年の税制改正において引下げ、負担の軽減を図るべきである。

一、通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情の推移に応じ、適宜見直しを行うべきである。

一、深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けることは是非について検討すべきである。

一、有価証券の譲渡所得の非課税及び配当所得の課税制度のあり方については、所要の改善措置につき検討すべきである。

一、各種準備金等の租税特別措置については、その実績の把握に努め、政策目的を達成した

もの及びその政策効果がみられないものについては、速かに整理合理化を行うべきである。

一、年金に対する課税については、将来の年金制度のあり方とも関連せしめつつ、その負担の軽減についてさらに検討すべきである。

一、社会保険診療報酬の課税の特例については、社会保険診療報酬のあり方との関連をも含めて、早急に税制調査会の答申を求め、適正な解決を図るべきである。

以上であります。

提案の趣旨をいたしましたは、法案の審査の中で概要をつまびらかにされたところでもあり、大要案文で尽きているものと考えられますので、省略いたします。

以上、簡単ではありますが、各位の御賛同をお願い申し上げます。

○安倍委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田大蔵大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って十分配慮いたします。(拍手)

○安倍委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○安倍委員長 次回は、来たる二十六日火曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後八時六分散會

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号を次のように改める。

五 給与所得を有する者で通勤するものの受け給与のうち、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために必要な額で、その者の通勤に係る運賃、費用、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものに相当する部分として政令で定めるものの

の

第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 給与所得を有する者の受ける給与のうち、夜勤手当(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十八条(夜勤手当)に規定する夜勤手当をいう)及びこれに類する給与で政令で定めるもの(それらの勤務一時間当たりの額が、政令で定めるところにより通常の勤務一時間当たりの給与額として計算した額の百分の二十五を超える場合においては、その超える額の合計額に相当する部分を除く。)

第九条第一項第十一号を次のように改める。

十一 削除

第九条第一項第十三号から第十六号までを次の

ように改める。

十三から十六まで 削除

第九条第二項第三号から第七号までを削る。
第十三条第一項ただし書中「法人税法」の下に「昭和四十年法律第三十四号」を加える。

第二十四条第二項中(第九条第一項第十一号イ又はロ(有価証券の継続的取引等に係る所得)を「次の各号」に改め、同項に次の二号を加える。

一 継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの
二 相当数買い集めた同一銘柄の有価証券を、その所有者である地位を利用して、その発行法人若しくはその特殊関係者で政令で定めるものに對し、又はこれらの若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として政令で定めるもの

第二十五条第三項中「第一号から第三号までに掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における同項に規定するこれらの部分の金額の計算の方法その他同項」を削る。
第三十三号の次に次の二条を加える。
(譲渡所得の金額とみなす金額)
第三十三号の二 次に掲げる金額は、この法律の規定の適用については、前条第三項に規定する譲渡所得の金額とみなす。

一 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額(オープン型の証券投資信託については、当該金額のうち第九条第一項第十二号(オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る非課税所得)に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額)のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 法人の法人税法第二条第十四号(定義)に規定する株主等(以下この条において「株主等」という)がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の同法第二条第十六号に規定する資本等の金額(以下この条において「資本等の金額」という)のうちその交付の基因となつた株式(出資を含む。以下この条において同じ)に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

三 内国法人(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ)の株主等がその内国法人の解散により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

という)がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の同法第二条第十六号に規定する資本等の金額(以下この条において「資本等の金額」という)のうちその交付の基因となつた株式(出資を含む。以下この条において同じ)に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

四 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(配当等の額とみなす金額及び譲渡所得の金額とみなす金額の計算方法)
第三十三号の三 前条第一項第一号に規定する金額又は同項第二号及び第三号に規定する金銭若しくは金銭以外の資産の支払又は交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における第二十五条第一項(配当等の額とみなす金額)に規定する超える部分の金額及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる超える部分の金額の計算の方法

に關し必要な事項は、政令で定める。
第七十七号の次に次の一条を加える。
(労働組合費控除)
第七十七号の二 居住者が、各年において、労働組合費を支出した場合には、その支出した金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
2 前項に規定する労働組合費とは、居住者が、その加入する労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の二(職員団体の規定に基づく国家公務員の団体又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条(職員団体)の規定に基づく地方公務員の団体(以下「労働組合等」という)に對して支出する金額で、労働組合等の通常の業務の運営に要する経常的な費用に充てられるためのものに相当する部分として政令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による控除は、労働組合費控除という。

第七十八号の次に次の一条を加える。
(寒冷地控除)
第七十八号の二 居住者が、各年において、政令で定める期間、北海道その他寒冷の地域で政令で定めるもの(以下「寒冷地」という)に居住している場合には、寒冷地に居住することに基因して通常特別に支出する必要があると認められるものとして、居住者が居住する地域ごとに、かつ、居住者が世帯主であるかどうか、居住者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数その他の事項に応じて政令で定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
2 居住者が、各年において、前項の政令で定める期間内に、寒冷地以外の地域から寒冷地に異動した場合、寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した場合又は寒冷地内において同項の政令で定める金額の異なる地域に異動した場合には、同項の政令で定める金額を基礎として政令で定

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十二号 昭和四十九年三月二十二日

めるところにより計算した金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

3 前二項の規定による控除は、寒冷地控除という。

第八十七條第一項中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「寄付金控除」の下に「寒冷地控除」を加える。

第九十二條から第九十四條までを次のように改める。

第九十二條から第九十四條まで 削除

第九十五條第一項中「第八十九條から第九十二條まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一項から第三項までの規定による控除をするべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。

第九十八條第一項第一号中「及び第九十二條(配当控除)」を削り、同条第三項中「第八十九條から第九十二條まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第四項第二号中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「損害保険料」の下に「労働組合費」を加え、同条の次に次の一号を加える。

二の二 寒冷地控除に関する規定の適用については、控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない合算対象世帯員に係る第七十八條の第二項(寒冷地控除)の政令で定める金額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額は、主たる所得者に係る当該政令で定める金額又は当該政令で定めるところにより計算した金額とみなす。

第九十八條第四項第三号中「前二号」を「前三号」に、「又はその合算対象世帯員が支払い若しくは支出した前号」を「その合算対象世帯員が支払い若しくは支出した第二号」に改め、「損害保険料」の下に「労働組合費」を、「特定寄付金」の下に「又は控除対象配偶者若しくは扶養親族に該当しない合

算対象世帯員に係る前号に規定する政令で定める金額若しくは政令で定めるところにより計算した金額を加え、又は寄付金控除を「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第百一条中「第九十八條第一項第一号(合算対象世帯員がある場合の税額の計算に規定する合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合における同項及び同条第二項に規定する所得税の額の計算並びにこれらの規定を並びに同項並びに第九十八條第一項及び第二項(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)の規定に改める。

第百二十條第一項各号列記以外の部分中「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七條第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後、金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九條(税率)及び第九十一條(簡易税額表)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは」を「場合」に改め、同条第三項第一号中「又は寄付金控除を」を「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第百二十一條第一項第二号中「損害保険料控除の額」の下に「労働組合費控除の額、寒冷地控除の額」を加える。

第百九十九條第二号中「を」とし、ハをホとし、同号ロ中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に、「支払を」を「支払等」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ その年中に支出した第七十七條の第二項(労働組合費)に規定する労働組合費の金額(その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除等申告書に記載され、かつ、第百九十六條第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)につき第七十七條の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ニ 第七十八條の二第一項又は第二項(寒冷地

地控除)に規定する金額(その居住者がその年中において提出した給与所得者の寒冷地控除申告書に記載され、かつ、第百九十六條の二第二項(寒冷地控除を受けることがで

きることを証する書類の提出等)に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)につき第七十八條の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

地控除)に規定する金額(その居住者がその年中において提出した給与所得者の寒冷地控除申告書に記載され、かつ、第百九十六條の二第二項(寒冷地控除を受けることがで

きることを証する書類の提出等)に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)につき第七十八條の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第百九十六條の見出し中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「又は損害保険料を」を「損害保険料又は労働組合費に、主たる給与等の支払者」を「主たる給与等の支払者。次条第一項において同じ。」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 その年中に支出した第七十七條の二第二項(労働組合費)に規定する労働組合費の金額につき同条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第百九十六條第二項中「又は損害保険料の金額」を「若しくは損害保険料の金額又は同項第三号の二に規定する労働組合費の金額に改め、支払の下に又は支出を加え、同条第三項中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同条の次に次の一号を加える。

(給与所得者の寒冷地控除申告書) 第百九十六條の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十九條(年末調整)に規定する過不足の額の計算上、同条第二号に規定する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七條(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 第七十八條の二第一項又は第二項(寒冷地

地控除)に規定する金額につき同条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

三 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において同項第二号に規定する金額につき、その控除を受けることができる旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の寒冷地控除申告書という。

第百九十七條各号列記以外の部分中「前三条」を「前四条」に改める。

第百九十八條中「第百九十六條」を「第百九十六條の二」に改める。

別表第一第一号の表の国家公務員の団体(法人であるものに限る。)の項中「昭和二十二年法律第百二十号」を削る。

別表第一第一号の表の地方公務員の団体(法人であるものに限る。)の項中「昭和二十五年法律第百二十号」を削る。

別表第七の表の備考(中)「近郊交通費」を「近郊交通費等」に改め、同表の備考(ロ)の次に次のように加える。

⑤ 近郊交通費等とは、近郊交通費、近郊交通費等、近郊交通費等、近郊交通費等をいう。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置の原則) 第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の

規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(通勤に必要な額に相当する給与部分の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第九條第一項第五号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けるべき給与に係る同号に規定する部分について適用し、同日前に受けるべき給与に係る当該部分については、なお従前の例による。

(夜勤手当の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第九條第一項第六号の二の規定は、施行日以後に受けるべき同号に掲げる夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについて適用し、同日前に受けるべき当該夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについては、なお従前の例による。

(有価証券の譲渡所得の非課税等の廃止に関する経過措置)

第五条 施行日前における改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第九條第一項第十一号に掲げる有価証券の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 施行日前に支払われた旧法第九條第一項第十三号に掲げる金額及び施行日前に交付を受けた同項第十四号から第十六号までに掲げる金銭その他の資産については、なお従前の例による。

(労働組合費控除に関する経過措置)

第六条 新法第七十七條の二の規定は、施行日前に支出すべき同条第二項に規定する労働組合費については適用しない。

(配当控除の廃止に関する経過措置)

第七条 施行日前に支払を受けるべき旧法第九十二條第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(年末調整に関する経過措置)

第八条 新法第九十條の規定及び新法別表第七

は、昭和四十九年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第九条 施行日前に昭和四十九年分の所得税につき旧法第二百七十七條(旧法第六十六條)において準用する場合を含む。の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第三十三條第一項の更正の請求をすることができ、

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合において、新法第二百七十九條第二項(新法第六十八條)において準用する場合を含む。の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日)がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八條の二第二項後段及び第八條の四第一項後段を削る。

第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。

第八條の六を削る。

第二十八條の六第四項第三号中「第九十二條及び」を削り、「同法第九十二條第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第二十八條の六第一項(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第二十八條の六第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五條を「同条」に改める。

第三十一條第三項第三号中「第九十二條及び」を削り、「同法第九十二條第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十一條第一項(長期譲渡所得の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十一條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税長期譲渡所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五條を「同条」に改める。

3 第一項の規定による控除をすべき金額は、所得税法第八十九條第二項に規定する課税所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税山林所得に係る所得税額又は同項に規定する課税退職所得に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額を超えるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

第四十一條の三第一項各号列記以外の部分中「第九十二條第一項」を「第二編第三章第一節」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第四十一條第三項の規定は、住宅貯蓄控除をすべき金額について準用する。

理由

最近における国民生活の実情と所得税負担の現状にかんがみ、かつ、現行の所得税制度を是正する見地から、給与所得者の通勤手当の非課税限度の撤廃並びに夜勤手当の非課税制度、労働組合費控除制度及び寒冷地控除制度の創設によりその負担の軽減を図るとともに、有価証券の譲渡等による所得の非課税制度及び配当控除制度の廃止により税制における負担の公平化の推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案

法人税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六十六條の改正規定の前に次のように加える。

目次中「受取配当等」を「削除」に改める。

第二條第十八号イ(8)中「第二十三條(受取配当等の益金不算入)」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第二十三條及び第二十四條 削除

第三十七條第二項を次のように改める。

2 内国法人が各事業年度において支出した寄付金の額(前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。第六項において同じ。)の合計額が、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額(以下この条において「損金算入限度額」という。)を超えるときは、その超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額
- イ 当該事業年度終了の時に係る資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一に相当する金額
- ロ 当該事業年度の所得の金額の百分の一に相当する金額
- 二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの、当該事業年度の所得の金額の百分の一に相当する金額
- 三 公益法人等 当該事業年度の所得の金額の百分の三十（私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人又は社会福祉事業法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人については、百分の五十）に相当する金額
- 第三十七条第九項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項から第六項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。
- 3 前項各号に規定する所得の金額は、次に掲げる規定を適用しないで計算した場合における所得の金額とする。
- 一 第二十八条（法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入）
- 二 第四十条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）
- 三 第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）
- 四 第五十七条から第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）
- 五 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）第五十八条第一項及び第六項（技術等海外取引に係る所得の特別控除）
- 六 租税特別措置法第五十八条の三第二項（新鉱床探鉱費の特別控除）
- 七 租税特別措置法第六十一条第一項及び第三項（農業協同組合等の留保所得の特別控除）
- 八 租税特別措置法第六十六条の二（被合併法人から引き継いだ欠損金に係る合併法人の所得計算の特例）及び第六十六条の七第一項（石炭鉱業会社の所得計算の特例）
- 4 第二項各号に規定する所得の金額は、内国法人が当該事業年度において損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により価格変動準備金、公害防止準備金又は株式売買損失準備金として積み立てた金額があるときは当該積み立てた金額の全額を損金の額に算入するものとし、内国法人が当該事業年度において支出した第八項（寄付金の意義）に規定する寄付金の額の全額は損金の額に算入しないものとして計算するものとする。
- 5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 第三十九条の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。
- 第六十六条の改正規定中「同条第二項及び」を「同条第二項中三百万円を七百万円に」、「百分の二十八」を「百分の二十三」に改め、同条第三項中「百分の二十三」を「百分の十八」に改め、同条に改める。
- 第六十七条第三項及び第四項の改正規定の前に次のように加える。
- 第六十七条第二項第二号を次のように改める。
- 二 削除
- 第七十一条第一項の改正規定の次に次のように加える。
- 第九十三条第二項第二号を次のように改める。
- 二 削除
- 第九十九条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第二項中「百分の二十一」を「百分の十六」に改める」に改める。
- 第一百零二条第一項の改正規定中「百分の四十」に「の下に「百分の二十三」を「百分の十八」に」を加える。
- 第一百五十五条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第二項中「百分の二十一」を「百分の十六」に改める」に改める。
- 第四百四十三条の改正規定中「同条第二項及び」を「同条第二項中三百万円を七百万円に」、「百分の二十八」を「百分の二十三」に改め、同条第三項中「百分の二十三」を「百分の十八」に改め、同条に改める。
- 附則第二項中「法人税を含む。以下この項を「法人税を含む。以下この項及び附則第七項」に改める。
- 附則第三項中「第六十七条 同族会社の特別税率」を「第二条（定義）、第三十七条（寄付金の損金不算入）、第三十九条（第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入）、第六十七条（同族会社の特別税率）及び第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）」に改める。
- 附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。
- 4 法人が施行日前に改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入に規定する配当等の額を受けた場合、法人が施行日前に旧法第二十四条第一項各号（減資等により交付される金銭等のうち配当等の額とみなす金額）に掲げる金銭その他の資産の交付を受けた場合及び法人につき施行日前に旧法第二十四条第二項各号に掲げる事実が生じた場合については、なお従前の例による。）に改める。
- 6 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「法人税率等の特例」を「削除」に改める。
- 第三章第一節を次のように改める。
- 第一節 削除
- 第四十二条から第四十二条の三まで 削除
- 第六十三条第一項中「四百万円を三百万円」に、「千分の二・五」を「千分の一」に、「百分の七十五」を「百分の九十」に改める。
- 第六十七条の二第二項中「百分の二十三」を「百分の十八」に改める。
- 7 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置法（以下「新措置法」という。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
- 8 新措置法第六十七条の二第一項の規定は、同項に規定する医療法人の昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、改正前の租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する医療法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
- （地方税法の一部改正）
- 9 地方税法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第七十二条の十四第一項ただし書中「第四十条の三」を削る。